

令和2年 第3回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和2年12月8日（火）

9：30～14：10

～速記録～

議長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。12月に入り朝夕大変冷え込む季節となりました。まず初めに私事ではございますが、皆様もご承知の通り5月以降三度の手術を受け現在も療養中の身であり、皆様にはこれまで大変ご迷惑をおかけしましたことを、なお、まだ1か月半を目途にリハビリに頑張っている途中でございますので、今日のこの会も長時間の着席ができないことから本日も途中退席をお願い致したいと思います。よろしく願いいたします。ただいまから令和2年第3回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。連合長あいさつ。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申しあげましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症については、全国の新規感染者数は11月以降増加傾向にあり、その数は2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最大の最多の水準となるなど感染拡大が続いております。また、京都府においても11月17日に49人の感染者を確認し、最大の警戒レベルである特別警戒基準に達し予断を許さない状況となっております。幸い、当連合管内については、これまでの感染者はほとんどない状況ですが、感染対策を徹底しながら状況を注意深く見守っていく必要があると考えております。本定例会におきましては、令和元年度の決算認定、令和2年度の補正予算、退職手当組合への加入、その他人事案件につきまして、ご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

会議に先立ちまして、11月2日の笠置町議会臨時会において新しく再度、相楽東部広域連合議員となられました議員の紹介をさせていただきます。議員諸君には、大変当選おめでとうございました。心よりお祝いを申し上げます。ご紹介いたします。大倉博議員。

◎ 11番（大倉 博）

大倉です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

西昭夫議員。

◎ 8番（西 昭夫）

西です。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

向出健議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本英人議員。

◎ 5番（坂本 英人）

坂本です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

以上、4名の議員でございます。よろしくお願いいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。日程第1、議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席とします。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、4番、藤井清隆議員、5番、坂本英人議員を指名します。なお、以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。日程第3、会期の決定をお諮りいたします。日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。日程第4、副議長の選挙を行います。日程第4、お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に大倉博議員を指名します。お諮りします。ただいま、私が指名しました大倉博議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大倉博議員が、副議長に当選をされました。会議規則第32条第2項の規定により、当選人を告知します。副議長、就任の挨拶をお願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

ただいま副議長に推選されました大倉です。何分、この議会が初めてですけれども、一生懸命議長とともに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

日程第5、閉会中の委員会調査報告を行います。初めに、総務厚生常任委員長、大倉博議員。

◎ 総務厚生常任委員長（大倉 博）

それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月26日午後1時30分から和束町体験交流センター会議室で開催しました。まず、令和元年度一般会計歳入歳出決算概要について、総務、環境所管の事業について説明を受けました。主な質疑では、決算資料の掲載内容についての質問が出されました。次に、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況として、総務、環境課所管の事業について10月末時点での数値で説明を受けました。主な質疑では、クリーンセンターのテールアルメ擁壁等の安全対策工事の執行状況についての質問が出されました。次に、令和2年第3回定例会の概要として、令和2年度第2号補正予算（案）、京都市町村職員退職手当組合への加入、選挙管理委員

及び補充員の選挙、監査委員の選任、公平委員の選任、以上の各案件についての概要説明を受けました。主な質疑では補正予算について、クリーンセンター安全対策工事設計業務の財源として活用する基金の残高や、安全対策工事の今後の見通し等の質問が出されました。以上で、11月26日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて文教常任委員長、鈴木かほる議員。

◎ 文教常任委員長（鈴木 かほる）

文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月26日午前9時30分から和束町体験交流センター会議室で開催しました。まず、令和元年度一般会計歳入歳出決算概要として、教育委員会所管部分について説明を受けました。その後の質疑では、学校給食のメニュー内容の検討や取組状況などについての質問が出されました。次に、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況として、教育委員会所管の事業について10月末時点での数値の説明を受けました。主な質疑では、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業による教育全体への影響や笠置児童館の各種事業について、コロナ禍での今後の取組の方向性、GIGAスクール関係事業に係る各児童生徒へのタブレット端末の配布完了時期等の質問が出されました。次に、令和2年第3回定例会の概要として、令和2年度第2号補正予算（案）、京都府市町村職員退職手当組合への加入、選挙管理委員及び補充員の選挙、監査委員の選任、公平委員会委員の選任、以上の案件に関する概要説明を受けました。主な質疑では、退職手当組合への加入について、連合として採用する割愛職員の身分や採用年数、割愛職員制度、採用の目的などの質問が出されました。以上で、11月26日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で報告を終わります。これより、10時まで暫時休憩とします。私先ほどお願いをいたしました。これより退席をさせていただきます。誠に申し訳ございませんがよろしく申し上げます。

（休憩 9：45～10：00）

◎ 副議長（大倉 博）

それでは、休憩前に引き続き議事を再開します。ここからは議長が不在となりましたので、副議長の私が議事を進めさせていただきます。日程第6、一般質問を行います。質問は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。7番、畑武志議員の発言を許します。

◎ 7番（畑 武志）

皆さん、改めまして、おはようございます。通告書に基づきまして一般質問を行います。今回のテーマは、相楽東部クリーンセンターの現状と再稼働を含む今後の方向性についてでございます。よろしくお願いいたします。最初に、南山城村、笠置町において議会の改選がありましたので、その当時の議員の方も交代されました。初めて連合議会に出てこられた方もおられますので、その点を踏まえた質問となりますのでよろしくお願いいたします。令和元年第3回定例会において、相楽東部クリーンセンターの再稼働についてお伺いをさせていただきまして、当時の西村連合長より、一般廃棄物処理については市町村の責務であるという法律の趣旨を踏まえ、地元区と必要な情報提供を行いながら粘り強くお願いし、そして協議を進めていくので我々議員においても協力をお願いしたいと、こういうご答弁をいただいております。あれから約1年6か月が経過いたしました。地元をはじめ、周辺との話し合いが進められていると想定をいたします。前回の答弁では、長年にわたるご理解とご協力、それに対するお礼を申し上げ、地元と意見交換を行い再稼働に向けての話し合いを行っておりますとご答弁いただいております。また、議事録にもそのように載っております。そこで、地元区の協議についての進捗状況をお伺いします。さらにもし、地元区の協議ができていないのなら、その理由というのか原因は何なのか、連合長・副連合長のお二人に併せてお伺いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。なお、自席に戻りまして、再質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

平沼広域連合長、答弁をお願いします。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

相楽東部クリーンセンターの現状について、畑議員のご質問にお答えいたします。相楽東部クリーンセンターの現状については、8月31日に開催しました全員協議会で報告させていただきましたが、昨年に行いました調査の結果としまして、まず敷地全体に広範囲にわたり支持力不足の地盤が広がっていること、想定を超えるテールアルメ擁壁及び地盤の変状が長年にわたり発生していること。そのため現状のまま放置した場合、とりわけ豪雨・地震時には大規模な地滑りが発生する可能性が高いことなどの状況が判明し、大変危険な状況であることを認識しています。そうしたことから、京都府の市町村を含めた土木建築施設のアセットマネジメントの取組を総合的に支援しています、一般財団法人京都技術サポートセンターにも報告を行い相談しました結果、できるだけ早くテールアルメ擁壁の安全対策工事を実施することが必要であると考え、その設計費を今議会に補正予算として計上しているところでございます。次に、相楽東部クリーンセンターの再稼働を含む今後の方向性についてでございますが、再稼働を含む今後の方向性については議員ご承知のとおり、相楽東部クリーンセンターについては、20年間の地元との公害防止協定書の期間が終了

したことにより平成31年3月末をもって稼働を休止し、それ以降については民間委託により一般廃棄物の処理を行っているところでございます。現在の民間委託でのごみ処理については過渡期の対応と考えており、一般廃棄物について市町村が自ら処理を行うことはもとより、他者に委託させる場合でもその行為の責任は引き続き市町村が有するという廃掃法の趣旨を踏まえ、安定的・効率的にごみ処理を行えるよう、ごみの広域処理新施設の建設等についても選択肢に入れて検討していく必要があると考えております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、相楽東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁は大変危険な状況であると認識していることから、地域の安全、住民の安心・安全を確保することが最優先と考え、テールアルメ擁壁の安全対策工事を実施することとしております。まずは、安全対策工事を進めることが第一であります。そのためには、地元の方々への説明や協力は必要であると考え、今後は地元の方々に丁寧に状況を説明しご理解を得ていきたいと考えております。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

おはようございます。畑議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、相楽東部クリーンセンターの今後についてですが、まず現状の認識でございます。4月1日に、私、笠置町長に就任させていただきました。3月の末であります、西村前町長よりの事務の引継ぎを受けております。その中で、この相楽東部クリーンセンターの問題につきまして訴訟資料や現状に関する資料がございました。それを精査させていただいた上で、就任後コロナの第1波の対応で皆さん方も大変なところでございましたが放置できないというところで、4月15日に南山城村、平沼村長のところにお伺いして現状についてのご説明を伺いました。翌16日は、和東町長のところを訪れましてご説明を受けたのですが、どうも写真だけでは現状の認識がピンとつかないということで、私現場の確認をさせていただきたいので道を教えていただきたいということを申し上げたら、知ってるから案内したるからということで、町長さん自ら現地にご案内していただいた上で現状の説明をいただきました。百聞は一見にしかずというふうに申しますけれども、かなりの段差があり、またアスファルトも波打っておって、何が起きているのかというのは大体想像がついたわけでございます。昨年、建設工学研究所による現状評価という文書が出ております。現状は大変危険な状況であり、豪雨でありますとか震災のときには大規模な地滑りが起こる可能性がある、擁壁が倒れてしまうことがあるということで、安全対策工事について早急に最善の策といいますか、善処していかねばならないというふうに現在認識しておるところでございます。再稼働を含む今後の方向性ということでございますが、先ほど平沼連合長の方から答弁がございました、相楽東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁

は大変危険な状態であるというのは共通認識でございます。地域の安全や住民の安心・安全を確保するという行政の本来の目的のためにも、この擁壁の安全対策工事を早急に実施していくことがまず最重要課題であるというふうに考えております。その上で、再稼働を含む今後の方向性、広域処理については引き続き3町村で協議を行いつつ、同時方向で再稼働や新施設の建設等々の幾つかの選択肢の中から、それぞれのメリット、デメリット等を勘案しながら方向性を決定していくのがよいのではないかとということで、一応の合意ができておるところでございます。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今、連合長の方、副連合長の方から答弁をいただきました。私、非常にこの答弁を聞いて残念に思ったのは、地元区に話に行ったのが平成30年の4月26日なんです。これは、今まで20年間無事であったと、そのお礼を言いに行ったと言うことは議事録にも載っております。その後の話の方向性が一つも見えてこないんです。今、答弁を聞いておると、テールアルメの問題が表に出てきております。このテールアルメの問題とそれとはひとつ別なんです。当然、安心・安全な面から言ったらテールアルメの問題も必要でございます。しかしながら、その前に並行していくならわかるんです。テールアルメの問題また地元の説明、地元の要望がどういう要望であるのか、それもやっぱり謙虚に耳を傾けて聞かなければならない。こっちは恐らく、例えばこういうA案を持って来るだろうという想定だけです。一遍、膝を突き合わせたらどういう要望があるのか、テールアルメの要望もございましょう、これも当然です。8月31日の全員協議会の中で、揺れて動いていると、もし大きく破断すれば和東川まで飛んでしまうやろと、こういうようなことも全協のときに聞きました。だけど、これは安心・安全な面から当然しなくてはなりません。これは私も十分承知しております。しかし、その以前の問題として、再稼働に向けての話し合いがされたのかされていないのか、その点はいかがですか。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

再稼働については、まだ地元とはお話ししておりません。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番(畑 武志)

当然、一回も会ってないということで、30年の4月26日、3年ほどになるんですか。その間に、テールアルメの問題は先ほど言うたように大きな問題でございます。コロナのことも今、副連合長がちょっと触れたように思うんですけどね。コロナについては、大変な世界中、日本もともかく世界中が大きな問題になっております。これにとやかく言うのはございませんが、しかし、何でもかんでもコロナ言うたらいけませんよと言いたいです。というのは、我々かて今、議場に入っていますから密になっております。だけど、それなら地元の区長さんはじめ、3人ほどの役員さんでも構わん、要望どうですかというのを聞くのが本来の姿なんや。誠意を持っていかなくては、地元かて、ええやないかと言うたやつが逆面になる恐れがあるんです。その点についていかがですか。

◎ 副議長(大倉 博)

連合長。

◎ 広域連合長(平沼 和彦)

ある程度、こちらの方向が決まり次第、地元とまたいろいろとご相談させていただきます。

◎ 副議長(大倉 博)

畑議員。

◎ 7番(畑 武志)

私、これについて詰め将棋するつもりはございません。将来の方向性ということで、非常に危惧しているんです。前回のときに、頭鬼議員が和束町で迷惑施設を持っていただいて、ありがとうございますという感謝の言葉をいただきました。これは、私が例えば南山城村、笠置町でも、ちょっとでもそういうことを言うと思います。だけど、この施設については再稼働でいきますというお話を聞いたから、私はこの議事録に載っていたからこれについていくんですよ。テールアルメについては、建屋までのこっち側の調査、北側いいのか東側いいのか、建屋のそこから向こうが入ってないということをお伺いしてたんですけどね。これは間違いないですね。

◎ 副議長(大倉 博)

連合長。

◎ 広域連合長(平沼 和彦)

調査の結果、建屋の真下のところは頑丈な地盤ということは出ているんですが、建屋の

道路側から見て左側の端っこの方はパイルの方もむき出しになっているということで、少し危険な状態であるということは調査の結果出ております。

◎ 副議長（大倉 博）
畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

ということは、建屋についても少しは傾いているわなと私もこのように見えています。これは同じこと、連合長も一緒やと思います。だけど、こっち側については非常に危険ですから、これは早急にやらな、その調査費をあくまで見ているということなんですけどね。そうすると、燃やすところは今どうもないんじゃないかと、こういう私の見方なんですよ、と思うんですけどね。だから、一刻も早く地元で一遍話だけでもしていただいたら、その結果は別にしますよ。地元がどうしても駄目だというならそれは仕方ない。だけど、あかんやろ、いやテールアルメの問題があるやろ、これはこっちの言い分ですよ。向こうかてやっぱり言い分はあると思う。それがやっぱり行政と住民との信頼関係なんです。その点が非常に危惧しているんです。わかっていただけますか。例えば、テールアルメの問題かて非常にどういう工事にかかってくるかわかりません。今回かて、補正で1,400万円ですか、設計測量費を含めて。当初3,000万、補正で1,000万、4,000万の5,400万それにつぎ込んでいる。だから一刻もやはり早くしないといけないことは十分承知しております。だけど、一つ最初からの答えがちょっと残念なのが、そのテールアルメとそれとは違うということをおわかっていただきたい。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ご指摘の点、地元との説明会といいますか話し合いが怠っていたということは承知しております。今後、そういったことがないように地元さんとのお話をさせていただくように心がけます。

◎ 副議長（大倉 博）
畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

はい、わかりました。いろんなお話を聞きます。休炉にしたままで、恐らくあそこでは燃やさないだろうというようなお話もうわさですが、いろんな話をお聞きしております。

連合長も聞いておられると、このように思います。そうすると、廃炉にした場合、仮定の話ですよ、まだ償還期間が残っていると思います。それと起債が借っておりますから、その辺のことがどないなるのか。それも危惧いたします。それともう一つ、今現在、三重中をお願いしております。この三重中は、株式会社三重中央で幾らでも受けるということでございます。しかし、その主体である三重県伊賀市、これがやはり緊急避難的ないうことで受けていただいております。先ほど踏まえた中で、廃掃法に基づいたら各自治体で持つということですので、限られた期間が5年あるのか、多分5年でしょう。5年の期間がある中で、今後どのようにしていくのか、今度もし伊賀市がバツェンくるような場合はどこへ持っていくんだということもあると思うんです。そうすると、やはり自分とこでなくてはならない。それと再稼働に向けては、前の西村連合長の答弁では14億ほどかかると、このように議事録にも載っております。概算ですけど、だと思えますよ。その工事費も考えた中で今後どうしていくのか、これも大変重要な問題でございます。とりあえずは、やはり地元の話が一番大事だと思うんです。その点2つ、どうぞよろしく願いいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

かなり今のご質問にお答えしようと思すと、かなり時間がかかると思うんですけども、本当に端的に一つは再稼働、今現在の焼却炉ですけども実際に稼働してますのは、今までやりましたのは、片方の10トン10トンありますね、片方を交代ごうたいにやっても1日置きというような状況ですから、3町村の発生するごみに対して焼却炉の能力は非常に大きいと、大き過ぎると、ですから今のこの機械を動かす方がかえって不経済だということは、私は感じております。それと、次にもし再稼働するとしたところでも、今の状況ではもっとコンパクトなものにしないと不経済なことになってお思いますし、それと今現在、三重中央さんの方をお願いしてるんですが、伊賀市さんの方にごみの計画、これができましたので先月お出しして、これは事務局長の方が知っておりますけども、そこをお話をさせていただいてますし、私は私なりにこの審議会さんの方の会長さんとも話をして一応オーケー貰ってますし、もちろん伊賀市さんとも話してますし、議会の方なんかとも話をして伊賀市としては当分、ごみの焼却については結構ですよ。今、当面は5年ですけども、続いて後5年もお願いしようかなというふうに思っております。それと、行政として市町村が委託する場合にも責任を持ちなさいという廃掃法のとおり、その部分についてはもちろん責任を持つべきところなんですけども、施設につきましても、最近環境省の方でも民間のそういった施設を利活用しなさいということがガイダンスに出ておまして、ですが民間のやつを使ってもいいですよと、利用しなさいと、ただし責任は集配につ

いては市町村で責任を持つてすると、委託しても責任を持ちなさいということですので、そういったところを活用してできるだけそっち側を利用できたらいいですし、それとまた将来的には、西部クリーンセンターさんの方に同じ相楽郡ということで、そちらの方で処理をお願いできないかなということも併せて、お願いに上がってるところでございますし、そういったことで安定的に連合内のごみは処理できるようになっていることで、そういうふうには動いております。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

残された時間7分そこそこになりましたけど、連合長、実はこんな発言をして連合長が私はないと思うんです。恐らく連合長はそういう発言をされてないと、このように思います。だけど、いろいろ聞いたお話をいたします。この場で大変失礼ですが。というのは、さっき廃炉に向かったというお話を私いたしました。これは、恐らくどこからそういうデマが飛んできてそういう話になったかこのように思います。というのは、連合長の地元で、いやあそこは潰したらいいのやないかと、ビジネス的に言ったら潰したらいい、もちろん連合長はビジネス家、事業家ですからね、そういう発言をされたのかなと、このように解釈したんです。ところが、恐らくそんなことは言ってないだろうと、こういう私は見方をしておりました。しかし、いろんなニュースが飛び込んできたり、私の村の中にもよく知っている方がおられますから、畑君どうやねん、それほんまかと、そなんん私地元違いますからわかりませんと、こういう話をしておったんですけどね。大変この場で失礼な話ですけど、もしそういう発言をされていたなら、これはやっぱり議会軽視も甚だしい。そして、我々議員にも協力してくれと言いながら、そんなことあるのかという思いもしたから、こんな公式的な場で発言というのは、個人的に発言したらよかったんですけどね。皆さんにそういう話がないということを打ち消すのか、いや、どこかで話しましたよというのか、どっちがほんまやねんということを聞きたかった。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ここで答えることが全てでございます。ここで答弁することが全てでございます。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番(畑 武志)
どういふことですか。

◎ 副議長(大倉 博)
連合長。

◎ 広域連合長(平沼 和彦)
焼却炉について、ここで答えることが全てでございます。

◎ 副議長(大倉 博)
畑議員。

◎ 7番(畑 武志)
ということは、それはデマやったというようなことでよろしいですね。

◎ 副議長(大倉 博)
連合長。

◎ 広域連合長(平沼 和彦)
考えとしては、それはいろんなパターンがございます。でも、ここで答えることが方針でございますので。

◎ 副議長(大倉 博)
畑議員。

◎ 7番(畑 武志)
はい、わかりました。時間、最後になってきました。やはりこれはテールアルメの問題もございましょう。先ほどから何回も言うております安心・安全な面から、これは早急にやっっていかななくてはなりません。そして最後ですけど、地元区との話し合いも行っていただきたいと思ひます。結果的には、私はバツェンであらうと丸であらうと、それは言えませぬ。それは地元の優先のことを聞かぬ。それともう一つは、住民に誠意をもって対応して、地元の方に誠意をもって対応していただきたいなど、あくまでも先ほど言うたように、行政と不信感を抱かないように、これだけひとつ要望して終わりたいと思ひます。終わります。

◎ 副議長(大倉 博)

7番、畑議員の質問が終了しました。続きまして10番、梅本章一議員の発言を許します。

◎ 10番（梅本 章一）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。1番、新型コロナウイルス感染症の第3波が押し寄せているところでございまして、リモート学習ができるタブレットの活用状況はどうか。これからの季節は、風邪やインフルエンザが増える時期に新型コロナウイルス感染症の患者が増えてきております。今年は新学期早々、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため約2か月間、登校できない状況の中、子どもたちの学習状況は厳しいものがあったと思います。夏休みの短縮は、休校時の学習を回復させるためには必要なことだと思います。しかし、京都府内の学校でも夏休みが14日から28日間とばらつきがありました。また、冬休みの期間を長く取るようなことも聞いております。早急にリモートできる環境が必要だと思いますが、その後の状況はどうなっていますか。2、伊賀市への高校進学はできないでしょうか。南山城村は、生活圏が伊賀市で買い物や病院に通うことが多いです。昔は、上野工業高校に入学できていた時代がありました。定住自立圏で連携している伊賀市の高校へ入学できるようにならないでしょうか。3番、高校生の通学補助はできないでしょうか。全国的に見ても多くの過疎地域が、通学補助を行っている自治体が独自で行っております。木津川市や精華町に比べ、村の通学費は明らかに負担が大きいものです。月ヶ瀬口駅から木津駅まで1か月間7,400円ですが、5,000円を超える2,400円を補助するなど考えられないでしょうか。約40人ぐらいなので、総額でも9万6,000円程度の負担で済むわけでありまして。遠隔通学される生徒もいるが、木津までの運賃が割高なので補助できないでしょうか。4番、東部クリーンセンターの今後。東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁の調査も終わり、どのような対策を取られるのか。また、焼却場は申し合わせにより20年と決められているがどうか。平成16年には裁判和解のため周辺の土地4万8,000平米を購入するため、構成町村での分担金を払っております。長い間裁判を行ってきました。一定方向性を示されたいと思います。あとは、自席で行わせていただきます。

◎ 副議長（大倉 博）

西本教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

梅本議員の一般質問についてお答えします。まずは、コロナ禍における学力保障と今後の授業のありようについてです。新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業につきましては、学力低下を防ぐためにも休業期間を可能な限り短くすべく、相楽東部という地域性、小規模校ゆえに三密を避けやすいこと等を活かし期間中の授業日設定、他の市町に先駆けた学

校再開等により何とか28日間で乗り切りました。再開後、まずはこの28日間の授業時数を回復するため、教育課程を再編成しました。長期休業の短縮、当初の予備時数の活用等により小中学校とも年間標準授業時数が確保できました。よって、連合の夏休みは山城管内では最短の16日間、また冬休みも例年より2日間短くしております。管内の小中学校では、運動会・体育大会・修学旅行・社会見学等の学校行事についても、感染予防に十分配慮しながら実施しつつ、学びの保障と学力向上に努めているところです。さて、議会でご承認いただきましたタブレット端末の整備についてですが、当初の計画どおり2月末までに各校に納品される予定です。その後、教職員に対する説明と研修を行い、感染による学校閉鎖等に備えるとともに、日常の学習活動の中でも随時活用していく計画を立てています。子どもたちは、これまでにタブレットを使った授業も体験しており、抵抗感なく対応できるのではないかとこのように思っております。次に、リモート授業についてですが、臨時休業中には各家庭に動画を配信し、また再開後は、連合ならではの3小学校による合同学習において既に実践しています。子どもたちは、画像を通して共に学び合っています。今後、一層ICTによる学びの深化と転換を図っていきたいと考えております。ただ、オンライン授業が発展しても、やはり対面指導は大切です。子どもたちは、対面授業の密の中で道徳性、豊かな人間性などを育てているからです。文科省は7月に対面指導とオンライン授業のハイブリッド化を打ち出しました。教師が双方をうまく使いこなすことによって、協働的な学びを展開しようというものです。連合教育委員会では、オンライン授業の有用性と対面指導の重要性を大事にしながら、withコロナにおける学校教育のありようを追求していこうと考えております。2つ目のご質問、伊賀市への高校進学についてです。伊賀市にある高校へ進学できないかということですが、結論から言いますとできます。可能です。ただし、どこでもというわけではありません。進学先は工業系の三重県立伊賀白鳳高校に限られています。昭和39年に三重県教育委員会と笠置町、南山城村中学校組合教育委員会との間で、高校進学に関する契約が締結されました。両者の覚書によりますと、笠置町、南山城村居住者で志願するものは三重県立上野工業高等学校に受け入れるというものです。以後、この覚書に基づいて笠置中学校の生徒が、当時の上野工業高校、現在の伊賀白鳳高校に進学してきました。もちろん、この制度は現在も続いており、毎年、三重県教育委員会高校教育課から、広域連合教育委員会に募集要項及び入学願書等の関係書類が届き、笠置中学校へ送付しているところです。さて、近年の進学状況ですが、平成4年度、7年度の各1名の進学を最後に途絶えています。笠置中学校でも毎年、進路指導の一環として当校を紹介していますが、希望者がいないのが現状です。近年、京都府立高校の通学圏が広域になり選択肢が広がりました。特色ある学科も創設されてきました。よって府内において、多様なコースの選択が可能となったことも大きく影響していると思われます。教育委員会としましては、今後も生徒一人一人の希望進路の実現に向けて、生徒に寄り添った進路指導に取り組んでいきたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いをします。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

高校生の通学補助という、梅本議員のご質問にお答えいたします。高校生の通学費補助につきましては、議員ご指摘のとおり独自で施策を行っている自治体があります。京都府内においては、京都府教育委員会が多額の通学費を負担する高校生の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的に京都府公立高等学校通学費補助制度を設けています。また、山城地域においては宇治田原町、当連合管内では和束町において、同様の補助制度が設けられているところでございます。和束町における高校生通学費補助制度については、当連合が発足する前から和束町が行っていました独自の行政施策を引き継いで、現在は当連合教育委員会が事務を担当しているところでございます。議員ご提案の施策につきましては、和束町と同様に南山城村に限定した施策であることから、その実施につきましては、まずは南山城村において検討されるべきものと考えております。次に、相楽東部クリーンセンターの今後という、梅本議員のご質問にお答えいたします。相楽東部クリーンセンターについては、20年間の地元区との公害防止協定書の期間が終了したことにより平成31年度末をもって稼働を休止し、それ以降については、民間委託により一般廃棄物の処理を行っているところでございます。先ほどの畑議員のご質問にお答えしましたとおり、相楽東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁は大変危険な状況であると認識していることから、地域の安全、住民の安心・安全を確保することが最優先と考え、テールアルメ擁壁の安全対策工事を実施することにしており、まずは安全対策工事を進めることを第一と考えております。次に、東部クリーンセンターの方向性については、現在の民間委託でのごみ処理については、過渡期の対応と考えており一般廃棄物について市町村が自ら処理は行うことはもとより、他者に委託させる場合でもその行為の責任は引き続き市町村が有するという廃掃法の趣旨を踏まえ、安定的・効率的にごみ処理を行えるよう、ごみの広域処理、新施設の建設等についても選択肢に入れて検討していく必要があると考えております。しかしながら、先ほど述べましたが、テールアルメ擁壁は大変危険な状況であることから、まず安全対策工事をしていくことが第一であると考えております。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

それでは、まず1番の方から再質問をさせていただきたいと思います。子どもたちが、休校で登校できなかった時期よりも今、かなり第3波が非常に厳しい。病院が大変な状況

だと、看護師も募集してもなかなか集まらなくて、自衛隊の方まで要請というような話も聞いております。先ほどの答弁の中で、タブレットの配付は2月末ということを知りましたが、当初からこの期間で注文から来年という話で、当初は年度末には何とかという話も聞いていたのですが、その辺の遅れ状況といたしますか、最初は末に何とかなるというふうに聞いていたのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

◎ 副議長（大倉 博）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、端末が全国からどっと注文というのが殺到しておるといのが、これが一つ現状あります。だから、うちの方もできるだけ早くという思いは持っておったんですが、今のところ2月26日に入る予定です。これも今、ぎりぎりを目いっぱいのところだというふうに思っております。ただ入ったら、特に中3、それから小6、次の学校に行きますから、その辺りも当然考えて入り次第すぐ使っていくと、その前に先ほども答弁させていただきましたように、現在あるものでいわゆる指導しながら入ってきたらすぐに使えるようにということで、実際に3月に入ったら研修と並行しながら使っていくと。本格的な実施というのは、やっぱり4月からになります。あと、議員に心配してもらっているように、今後一斉休業というのはまずないと思います。児童生徒に感染が出た場合は、そのところにはいわゆる休校とか閉鎖とかというのが考えられるのですが、その対応というのは十分これから考えていかなというふうに思っております。以上です。

◎ 副議長（大倉 博）
梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

そうですね。日本全国から注文ということで、大変物がないという状況やというふうに今、お聞きをしました。先ほどからの答弁の中でも、タブレットは使っているよというお話を今聞けたのですが、各学校ではやはり一応学校には置いていると、各生徒には足りないけれども少なくとも数台は各クラスなりにある状況なんではないでしょうか。再度。

◎ 副議長（大倉 博）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

一律にというあれは言えませんが、学校によって多い少ないはありますけど、とりあ

えずタブレットは揃えていまして、それに基づいて先ほども言いましたように、実際にいわゆるリモート授業なんかもやっております。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

それでは、リモート学習のためのタブレットということで早急に入れていただきたいなというふうに思います。これ、夏休みが14日から28日と京都府内でもばらつきがあった、最大の原因は何やったんかということを再度聞きたいんですけども。

◎ 副議長（大倉 博）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

府内では、例えば伊根町の方はほとんど臨時休業に入りませんでしたから、ほぼそのまま夏休みが予定どおりというところから、特に京都府の南の方につきましては、かなり厳しい状況もありましたからばらつきはありますけど、大体うちでしたら28日間のうち17日間、それが夏休みが15日間短縮、冬休みで2日間短縮、合計17日間の短縮と、こういうかたちで整理をしました。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

なぜ聞くかといいますと、今まではかなり児童さん、生徒さん、そのコロナにかかることがほとんどなかったんですけども、今伊賀市の方でも学級閉鎖されたり、埼玉でも中学にクラスターが出たという話で、学生さんたちは今までコロナにあまりかかっている状況ではなかったんですけども、そういったコロナが児童、生徒にもじわじわと進行しているという状況が、今ニュースで見ますと出てきているということですので、やはり生徒たちの命を守るためにもしっかりとかからないように、それで結構子どもさんたちは先生の言うことをしっかり聞いて、手洗い・うがいをちゃんとしてくれているということで、高校・大学ぐらいになってくるとだんだんそれが横着になってくるようなところがあって、第1波のときには大学で感染ということもあったりしていたわけですけども、やはり今、小学生辺りまで感染が広がりつつあるという状況を踏まえて進めていっていただきたいというふうに思います。次に、伊賀市への高校進学ということで、当初、これも住民から要望と

ということをお聞きをしまして、伊賀の方の教育委員会はオーケーやと、どこでとまっているんかいなと思ったら、それは京都府教育委員会かなというところへんで、村の議会ではなかなかこういった教育の問題も取り上げられなかったもので、今回一般質問ということでお聞きをしましたので、今回取り上げさせていただきます。2011年に伊賀上野工業高校が白鳳高校に統合されたということで、これは進学ができないのかなというふうに住民の方も思われていた部分もあったのかなと思いますけども、今の答弁の話では再度お聞きしますけども、村の住所で進学願書を提出すれば進学できるということで、再度お聞きをしたいのですが、よろしくお願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども説明しましたように、県教委の方から毎年要項とか送られてきます。それによりますと、今も言いましたように、今のところは白鳳高校、これ工業系の高校なんです。普通科はありません。だから工業系でコースとしては4つか5つあります。その中だったらどうぞというかたちなんです。笠置中学校の生徒にしましたら、そこ普通科がもちろん今ありませんので、普通科でしたら府立高校がいっぱいあるわけですからそっちの方向というのがあるんですけど、工業系で学ぼうと思ったら十分それは行けるということです。学校の方も進路指導の方で、もちろん白鳳高校のことも紹介しておりますから、生徒も保護者もそのあたりはわかってくれているというふうに思っております。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

ありがとうございました。これで、住民の方に行けますよということをお伝えできます。ありがとうございました。続きまして、3番の高校生の通学補助ということで、これも住民の方からこのぐらいのことはできないかなということでお聞きをして、今回東部の議会ですわらせていただこうかというふうに思ったんですけども、今、先ほどの答弁の話では、村に戻って村で言ってくれということでしょうか、再度お願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

はい、その件につきましては、村の方の議会で再度ご質問していただければと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

今、私も監査をさせていただいて、その中で和束町の通学補助という金額も出ておりましたので、こちらの方で言わせていただこうかなということだったんですけども、帰りましてまた村の方で村長に要望したいというふうに思います。それでは次に、東部クリーンセンターの今後ということで、先の議員のお話の中でもお話があったんですけども、東部じんかい処理組合時代から裁判ということで、クリーンセンターにおきましてはテールアルメの変状から裁判を受ける場面もあって、平成16年に裁判和解のために村も負担金として当時7,500万の負担を払ってですね、その裁判の和解ができたということで、今度はクリーンセンターの方から裁判ということで、裁判から裁判ということで長期にわたって裁判がこのクリーンセンターを交えて行われてきたということで、何とか今後の行き先をしっかりと決めていただきたいということで、私も当初の連合議会の中では検討委員会を立ち上げるということで、どこに行くのか、ここでするのか、三重中に行くのか、西部じんあいなのか、再稼働なのかと、このおそらく3つの中で方向性が決まるものだというふうに思っていたわけですけども、それがどうもまだ方向性が決まっていない。テールアルメということですけども、やはり方向性は早急に決めていただかないと、次に進むにしても、変状はもちろん直すのは今、先ほどからもお聞きをしておりますけども、その3つの方向性、どっちに行くのかという方向性をしっかりと早急に検討委員会、まだされているのかどうかわかりませんが、その辺の検討委員会の状況を今どこまで行っているのか、進んでいるのか、やっているのか、その辺の答弁をひとつお願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

まだ検討委員会を、協議会とかいう段階には入っておりません。まずは、テールアルメの方の工事を着手して安全確保をすることを第一と考えております。今後の方向については、もう少し時間をかけて決めたいと思っておりますが、それが協議会・検討委員会というふうなものがないというようなことでしたら、それはまた事務局サイドで考えさせていただきます。

◎ 副議長（大倉 博）

梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

もう時間ということですが、じゃあ今まで検討委員会は立ち上がってはいないんですかね。やった経過はないんですか。最後、それで。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

はい。ございません。

◎ 副議長（大倉 博）

これで10番、梅本議員の質問が終了しました。この時間で11時10分まで休憩します。これで一般質問を終わります。

（休憩 10：58～11：10）

◎ 副議長（大倉 博）

休憩前に引き続き、会議を開催いたします。日程第7、認定第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計決算認定を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

認定第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、ご提案申し上げます。令和元年度の決算は、歳入総額9億3,579万5,172円、歳出総額9億877万3,800円で、歳入歳出差引額2,702万1,372円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で5億1,746万1,678円、56.94%、衛生費が2億8,474万5,023円、31.33%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月26日、高瀬哲也様、梅本章一様、両監査委員様に決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただきご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎ 副議長（大倉 博）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願いいたします。吉田和秀会計管理者。

◎ 会計管理者（吉田 和秀）

失礼いたします。それでは認定第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましてご説明申し上げます。まず初めに、誤植がありましたので訂正させていただきます。決算の概要説明書1ページ中ほど1番、総括の歳出総額9億851万447円が、正しくは9億877万3,800円、歳入歳出差引額が485万635円が、正しくは2,702万1,372円に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。それでは、決算の各数値のうち主要な項目につきましては、別冊の令和元年度決算の概要説明書に、前年度比較表、平成30年度実績データ等を記載しておりますので、順にこちらの資料もご覧いただきますようお願いいたします。それでは決算書をご覧願います。令和元年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1、2ページ、歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計、予算現額9億2,996万7,000円、調定額9億3,617万7,772円、収入済額9億3,579万5,172円、収入未済額38万2,600円、予算現額と収入済額との比較582万8,172円となっております。めくっていただきまして、3、4ページをお願いいたします。歳出合計、予算現額9億2,996万7,000円、支出済額9億877万3,800円、翌年度繰越額690万8,000円、不用額1,428万5,200円、予算現額と支出済額との比較2,119万3,200円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細を決算書5ページ以降に表示しておりますが、後ほど主なもののみ説明させていただきます。それでは、前年度との比較決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明書に記載しておりますので、この後の説明は概要説明資料により行わせていただきます。それでは概要説明資料の1ページ、対前年度比較表をお願いいたします。主に、前年度との増減幅が大きいものにつきまして補足説明を申し上げます。歳入の決算額のうち、構成町村からの分担金及び負担金が令和元年度全体の89.12%を占めています。まず、使用料及び手数料ですが、これは相楽東部クリーンセンターが休炉になったことにより、一般廃棄物持ち込み手数料の収入を試算できなかったことによるものでございます。次に、国庫支出金が対前年度比で大幅増となっていましたのは、学校施設環境改善交付金が交付されたものでございます。次に、財産収入でございますが、これは相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金の利息分でございます。繰入金につきましては、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金でございます。次に繰越金ですが、これは純繰越額が529万1,360円と昨年度より減額となったためでございます。これらの合計といたしまして、9億3,579万5,172円でございます。前年度の平成30年度との比較は3億656万5,910円、増減率24.68%の減額となっております。以上が、歳入の内訳でございます。次に、2ページ中ほどをご覧ください。歳出の対前年度の比較表でございます。総務費6,878万2,615円、前年度との比較は3億5,930万2,958円の減額となっております。この主なものといたしまして、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金へ

の積立金並びに派遣職員人件費分返還が主なものでございます。続きまして、衛生費でございますが2億8,474万5,023円、対前年度比4,012万2,177円の増額となっております。こちらにつきましては、施設が休炉になったことにより、施設清掃等費用、クリーンセンター擁壁等安全対策調査費が必要となったものでございます。次に、公債費でございますが、令和元年度2,404万9,888円、前年度2,819万4,853円、対前年度比414万4,965円の減額となりました。内訳といたしましては、クリーンセンター分許可債1,374万3,159円、教育債1,030万6,729円となっております。以上の結果、歳出合計9億877万3,800円、平成30年度と比べまして26.56%の減額となっております。以上が、大まかな歳入歳出の主要な科目における前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。平成26年度から令和元年度までの決算状況を掲載しております。続きまして、3ページをご覧ください。令和元年度一般会計決算状況でございます。まず歳入ですが、予算現額9億2,996万7,000円、収入済額9億3,579万5,172円、予算現額と収入済額との比較582万8,172円となっております。続きまして、歳出でございます。予算現額9億2,996万7,000円、支出済額9億877万3,800円、予算現額と支出済額との比較2,119万3,200円、差引額は、2,702万1,372円でございます。4、5ページは一般会計歳入歳出決算の令和元年度と平成30年度の比較表でございます。6ページにつきましては、平成26年度からの年度別歳入歳出状況を款別の推移について比較したものとなっております。めくっていただきまして、7ページにつきましては、負担金・分担金の構成町村ごとの年度推移となっております。8、9ページにつきましては、東部クリーンセンターにおける各町村品目別の一般廃棄物収集処理料の実績でございます。10ページは、一般廃棄物の持ち込み等に係る処理料とその処理手数料について、平成30年度と令和元年度実績の比較表となっております。11から13ページにつきましては、東部クリーンセンターの令和元年度実績をそれぞれ記載しております。続きまして、14ページは教育費に係る歳出決算状況を平成26年度から年度比較として、款、項、目別に記載しております。15ページから25ページまでは、令和元年度の教育委員会活動実績を添付しております。以上が、決算の概要説明資料となります。それでは決算書に戻っていただきまして、決算書の5ページをお願いします。平成31年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款、項、目、収入済額、収入未済額の順に、主なもののみ説明を申し上げます。1款、負担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金、1節、相楽東部広域負担金、5億6,051万6,000円、0円、これは備考にも記述しておりますように、各町村からの負担金でございます。2項、分担金、1目、分担金、2億7,346万8,000円、0円、これは東部クリーンセンターに係る分担金でございます。続きまして、2款、使用料及び手数料、めくっていただきまして、7、8ページでございます。2項、手数料、1目、手数料、1節、一般廃棄物処理手数料、815万3,360円、収入未済額36万

円、これは東部クリーンセンターへ持ち込まれたごみの処理手数料でございます。また収入未済額計上されているのは、東部じんかい処理組合から承継した持ち込みごみに係る処理手数料分が1件でございます。現在も少額ではございますが、納入していただいております。いまだ完納には至っておりませんが、引き続き徴収に努めてまいります。めくっていただきまして、10ページをお願いします。4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金、2節、小学校費補助金、399万9,000円、0円、これにつきましては、きょうと地域連携交付金が主なものとなっております。めくっていただきまして、12ページをお願いします。次に3節、中学校費補助金、270万9,000円、0円、これも同じくきょうと地域連携交付金といたしまして、266万7,000円の交付を受けております。次に4節、教育費府補助金、123万円、0円、これも同じくきょうと地域連携交付金といたしまして、123万の交付を受けております。次に2目、総務費府補助金、1節、総務費補助金、444万1,000円、0円で、主なものにつきましては、きょうと地域連携交付金367万1,000円となっております。めくっていただきまして、13ページをお願いします。6款、繰入金、1項、基金繰入金、2目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金、1節、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金、3,300万円、基金への繰入金でございます。めくっていただきまして、15、16ページをお願いします。7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金、485万635円、0円、これは前年度繰越金でございます。8款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、1節、雑入、1,673万5,972円、収入未済額2万2,600円、これは南山城村給食センターに係る給食費、南山城村保育所の給食委託負担金及びそれに係る給食賄い材料費と、和束町学校給食センター給食費が主なものとなっております。収入未済額2万2,600円は、南山城村給食センターの給食費でございます。以上、歳入合計、収入済額9億3,579万5,172円、不納欠損額0円、収入未済額38万2,600円となっております。めくっていただきまして、21ページをお願いします。歳出でございますが、支出済額、不用額の順に主なもののみご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、6,604万8,747円、33万9,253円、主な支出としましては、24ページをご覧ください。24ページ中ほど、13節、委託料、1,084万5,775円、3,225円、その他委託料として407万1,300円、事務汎用機器保守委託料として266万400円が主なものとなっております。めくっていただきまして、25、26ページをお願いします。18節、備品購入費、732万5,774円、3万5,226円、主なものといたしましては、ネットワーク機器購入の702万400円となっております。続きまして19節、負担金、補助及び交付金、2,514万9,577円、5,423円で、備考に記載しておりますとおり、3町村への派遣職員人件費に係る返還金でございます。2目、文書広報費、11節、需用費、258万9,094円、906円で、こちらにつきましては、広報れんけいの印刷代でございます。次に29、30ページをご覧ください。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童館

費、1,214万6,808円、3万192円、次に32ページをご覧ください。19節、負担金、補助及び交付金、895万3,103円、2,897円、これは笠置町派遣職員人件費の返還金として878万7,103円が主なものでございます。続きまして4款、衛生費です。次の33、34ページをご覧ください。2項、清掃費、1目、衛生総務費、442万5,646円、56万2,354円、主なものといたしましては、13節、委託料、284万3,700円、1,300円で、東部クリーンセンター公害環境測定調査委託料、107万2,500円、ごみ質分析業務委託、133万3,200円となっております。続いて2目、塵芥処理費、2億3,601万4,240円、361万6,760円、主なものといたしましては、11節、需用費、1,407万849円、321万9,151円で、消耗品費711万5,566円は、指定ごみ袋購入代。めくっていただきまして36ページ、693万808円、光熱水費となっております。13節、委託料、2億1,933万1,501円、39万5,499円、主なものといたしましては、施設運転委託料として3,610万6,214円、可燃ごみ収集運搬業務委託2,325万3,861円、再資源化ごみ収集運搬業務委託2,381万8,313円、可燃ごみ処理委託3,784万9,969円、粗大ごみ処理委託2,046万9,265円、施設休炉に伴う焼却施設設備内清掃業務1,155万円が主なものでございます。次に37、38ページをご覧ください。3目、施設整備費、3,448万9,149円、33万851円、主なものは13節、委託料、3,424万2,341円、1万5,659円、クリーンセンター擁壁等安全対策調査費用3,300万円が主なものとなっております。5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、6,871万2,574円、22万2,426円で、主なものはめくっていただきまして、40ページ下段をご覧ください。19節、負担金、補助及び交付金、5,697万8,555円、4,445円、これは備考に記載しておりますとおり、派遣職員に係る人件費分返還となっております。次に3目、義務教育振興費、2,144万5,735円、12万9,265円、めくっていただきまして42ページ下段をご覧ください。25節、積立金、241万9,200円、800円、これは教育長退職手当のための積立金でございます。次に2項、小学校費、めくっていただきまして44ページ、1目、笠置小学校管理費、4,139万1,488円、83万9,512円、飛びまして47、48ページをお願いします。15節、工事請負費、1,231万2,000円、9,000円、トイレ改修工事、1,231万2,000円となっております。次に19節、負担金、補助及び交付金、244万524円、1万4,476円、笠置町派遣職員人件費分返還232万5,904円が主なものとなっております。2目、和東小学校管理費、5,427万9,466円、48万2,534円、主なものはめくっていただきまして50ページ、13節、委託料、909万1,907円、13万7,093円、めくっていただきまして52ページ、スクールバス、給食車委託料567万3,970円が主なものでございます。15節、工事請負費、2,855万5,000円、17万9,000円、トイレ改修工事2,737万8,000円でございます。続きまして3目、南山城小学校管理費、

3, 147万4, 346円、138万8, 654円で、めくっていただきまして54ページ、11節、需用費、1, 301万6, 801円、6万4, 199円で、主なものは光熱水費570万20円、修繕費418万7, 694円でございます。13節、委託料、919万2, 488円、69万3, 512円、めくっていただきまして56ページ、主なものはバス運転業務委託料613万9, 608円となっています。次に18節、備品購入費、335万2, 101円、1, 899円、これは事務用備品290万8, 181円でございます。次にページが飛びますが、63、64ページをご覧ください。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費、1億1, 303万3, 815円、287万3, 185円、めくっていただきまして66ページ、13節、委託料、1, 083万9, 077円、119万3, 923円、主なものといたしましては、スクールバス運行委託料651万8, 418円、めくっていただきまして68ページをお願いします。15節、工事請負費、3, 672万5, 400円、6万6, 000円で、主なものは3, 596万4, 000円のトイレ改修工事でございます。次に2目、和東中学校管理費、2, 608万1, 858円、46万4, 142円で、主なものはページが飛びまして71、72ページの右下、18節、備品購入費、356万4, 805円、1万1, 195円、事務用備品が主なものとなっています。続きまして3目、笠置中学校教育振興費、686万1, 960円、45万9, 040円で、めくっていただきまして73、74ページ右下、13節、委託料、231万6, 580円、7万6, 420円、主なものといたしましては、学校修学旅行事業の177万3, 880円となっております。めくっていただきまして75、76ページ、4目、和東中学校教育振興費、867万1, 204円、3万796円、12節、役務費、216万6, 343円、4, 657円、主なものは通学定期代177万4, 000円となっております。13節、委託料、268万9, 104円、896円、主なものは学校修学旅行事業で221万1, 684円となっています。めくっていただきまして、77、78ページをお願いいたします。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費、1, 801万4, 640円、90万1, 360円で、80ページ右下段の19節、負担金、補助及び交付金、332万970円、1, 030円で、このうち325万5, 110円が補助金となっています。この内訳は、和東町人権教育推進協議会15万円、和東町青少年育成委員会運営補助25万円、和東町子ども会運営費補助、和東町高校等就学に係るバス定期補助などで180万4, 410円、南山城村文化協会団体活動補助金63万円、南山城村子ども会補助金13万5, 000円、PTA連絡協議会関係補助8万6, 000円等でございます。次に、83、84ページをお願いします。3目、文化財保護費、2, 293万2, 580円、38万8, 420円、ページをめくっていただきまして、85、86ページをお願いします。13節、委託料、3万4, 974円、32万1, 026円のうち、支出について支払いができていないものがあり、不用額として残っております。続きまして19節、負担金、補助及び交付金、954万7, 785円、1, 215円、こちらは和東町史編さん室職員に係る派遣職員の人件費返還金914万2, 780円が主なものでございます。続きまして5項、保健体育費、

1目、保健体育総務費、311万7,113円、3万1,887円、19節、負担金、補助及び交付金、184万1,600円、400円、主なものといたしましては、補助金182万円の内訳は、笠置町体育協会40万円、和束町体育協会25万円、南山城村体育振興会体育協会117万円となっています。次に2目、給食業務事業費、1億1,439万5,578円、5万5,022円で、主なものはめくっていただきまして88ページ、11節、需用費、3,370万1,885円、5,115円で、そのうち光熱水費で788万8,342円、また賄材料費として2,353万6,826円となっております。続いて13節、委託料、2,599万3,150円、9,850円、主なものといたしましては、学校給食調理業務2,319万840円、これは南山城村学校給食等業務委託分でございます。めくっていただきまして、90ページをお願いします。次に15節、工事請負費、2,845万440円、560円、これは和束町学校給食センター空調設備等工事費でございます。18節、備品購入費、719万1,432円、5,568円、この内訳の主なものといたしましては、南山城村給食センターにおける真空冷却器購入代金534万6,000円と、レンジテーブル購入代費用として107万4,600円を支出しております。19節、負担金、補助及び交付金、1,408万5,886円、3,114円、主なものといたしましては、和束町給食センター職員2名分の派遣職員人件費分返還1,406万886円となっております。6款、公債費、1項、公債費、2,404万9,888円、4,112円となっております。これは、決算の概要説明でも述べましたとおりでございます。めくっていただきまして、歳出合計、支出済額9億877万3,800円、翌年度繰越額690万8,000円、不用額1,428万5,200円となっております。最後に、めくっていただきまして93ページをお願いします。実質収支に関する調書を報告いたします。1、歳入総額9億3,579万5,172円、2、歳出総額9億877万3,800円、3、歳入歳出差引額2,702万1,372円、実質収支額2,702万1,372円となります。以上、簡単ではございますが、これで令和元年度一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎ 副議長（大倉 博）

ありがとうございました。次に、決算監査報告を求めます。監査委員、梅本章一議員。

◎ 監査委員（梅本 章一）

監査委員の梅本です。それでは、令和元年度決算審査意見書に基づき監査報告を行います。意見書の1ページをご覧ください。審査は、こちらに記載しておりますとおり、令和2年10月26日に高瀬代表監査委員と私の2名で決算監査を実施いたしました。審査にあたっては、広域連合長から提出された令和元年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類に計算上の過誤がないか、実際の収支が支出命令と符合しているか、

また収支が違法でないかなど、関係帳簿との照合並びに必要な応じ関係職員の説明を聴取し実施いたしました。結果、今回、審査に付されたこれらの関係書類はいずれも関係法令に準拠し作成されたものであり、内容も適正であると認められました。ページ中ほどの第5決算の概要につきましては、先ほど会計管理者から詳細説明がありましたので省略させていただきます。なお、本審査意見書の2ページ以降にも事項別決算概要を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。審査意見を最後の15ページに取りまとめております。要点部分を抜粋して報告させていただきます。まず、前段の総体的な部分として、令和元年度決算額は平成30年度にテールアルメ裁判和解金の関連予算収支により、歳入歳出ともに前年度を大きく下回る結果となっております。また、予算現額に対する執行率の比較では、歳入は前年度より増加し、歳出では減少している。これは歳入における本年度は一般廃棄物処理手数料など予算額を上回る収入もあり、歳入全体でも100%を超えている。歳出における執行率の低下は、前年度より不用額が増加したことなどが直接の要因となっている。歳入の部分につきましては、これまでからも構成町村の分担金及び負担金が財源のほとんどを占めているところではありますが、昨今の厳しい財政状況の中、補助制度の活用やより厳密な事業の選択を行うなど、さらに効率的な予算執行を心がけ引き続き構成町村の負担軽減に努めていただくよう、お願いするものです。続いて、歳入歳出の報告になります。全体的に教育費と衛生費で9割弱を占めております。教育費では、管内の児童数、生徒数が減少傾向にある中、トイレ改修やICT事業など、学校生活における環境改善を進めていただき、大きな事業効果をもたらしております。また、経常経費的な給食費並びに修学旅行費の無償化など、子ども世帯の負担を軽減する先進的な取組も始めていただいておりますが、今後もこのような事業を安定的に継続するため、財源確保対策も含めた総合的な教育環境の整備を進めていただきたい。衛生費では、本年度から東部クリーンセンター施設の地元との公害防止協定による処理業務期間が満了したことにより、施設が休炉になっているが、休炉に係る焼却施設清掃業務やクリーンセンター擁壁等安全対策調査費など、前年度決算額よりも上回っている。クリーンセンター擁壁等安全対策調査を行った結果を踏まえ、周辺的安全対策など早期に対策が必要な課題が残っている。あわせてクリーンセンターの稼働停止に伴うごみ処理の外部委託も一時的なものであり、今後のごみ処理の方向性を早急に決定する必要があることには変わりはない。次に、民生費では前年度との比較で大きな変化は見られないが、今後も効率的な行財政運営のため、事務の共同化等の検討を進めていただきたい。福祉分野にかかわらず、連合全体の事業に関わるセキュリティー対策についても、今後も取り扱う個人情報の保護、管理には万全を期されるようお願いするものです。また、令和元年度の収支について支払いができない科目が判明し、令和2年度での支払いを行った経過があった。今後もこのようなことがないよう事務引継ぎなど、適正な業務執行をするよう改善に取り組んでいただきたい。最後に、今後とも山積する広域行政課題の解決に向け構成町村との連携の下、健全な行財政運営による着実な事業推進を図られるように切にお願いをし、監査報告といたします。ありがと

うございました。

◎ 副議長（大倉 博）

ありがとうございました。時間もあれですので、質疑については昼1時から開催したいと思しますので、それからよろしく申し上げます。暫時1時まで休憩です。

（休憩 11：55～13：00）

◎ 副議長（大倉 博）

会議を再開します。これから決算関係の質疑を行います。なお、同一議員による質疑は同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

はい、5番の坂本です。決算概要の説明書11ページ、令和元年度環境課事業報告、この事業の目的で相楽東部広域連合での処理する廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、生活環境の保全及び広域衛生の向上を図ると書いてあるんですけども、現在、この決算において事業系一般廃棄物の取組についてとはどういうふうになっているんですかね。各町村どのようにされているのかお聞きしたいです。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

事業系の一般廃棄物につきましては、その業者に委託しています。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

例えば、僕が以前東部じんかい処理組合にいた頃は、確か協和ゴルフさんだったりとかわらくさんだったりとか、笠置だと笠置ゴルフの事務方のごみ等は事業系で排出されたと思うんですけど、議員になってからもキャンプ場のごみもそうでしたし、現在どうなっているのかということをお聞きしたつもりで、排出量はどれぐらいになっているのか、歳入はどれぐらいになっているのかという質問であったと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

各町村ということで答えたらいいんですかね。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

一般廃棄物というものには、家庭系ごみと事業系一般廃棄物というものがございますね。その中で、そもそもこの東部3町村において、事業系廃棄物はどのように取り組まれているのかという質問が大筋の質問ではあります。その中で、東部3町村各事業所がありますが、現在、どのような排出状況になっておられるのでしょうかと、それがどれぐらいの収益がありまして、ごみの減量化へ努めているのかとか、いろいろ質問はあると思うのですが、何の質問がわからないのか僕にはわからない。事業系をやっているんですか、やっていないんですか、現在。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

事業系ごみにつきましては、もともと焼却場が稼働していたときにつきましては、クリーンセンターの方で受け入れしておりました。現在、先ほど答弁ありましたように31年4月から稼働停止ということで、一応、収集でクリーンセンターの方でというか、大北リサイクルさんに収集していただいて、その分の手数料をいただいているというかたちで、持っていつているのは三重中の方に当然持っていつてることになると思うのですが、その収集の手数料をいただいているというかたちで、事業系のゴルフ場とかの分についてはなっております。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

この適正かつ迅速な処理を行いということで、事業系一廃がどれぐらい出ているかとかというの、東部連合としては把握してないということの認識でよろしいのでしょうか。

それとも各事業所からこれぐらい出ている、こういうふうには指導したりというふうな活動をしてきたとか、そもそも笠置町からは今年度事業系一廃はありませんとか、そういう報告を受けていたりとかという、各市町分かれているじゃないですか、事業所。進んでいるところもあれば進んでないところもありますとか、ここ何年変わってないとか、わかりますか。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

事業系言われたように、それぞれ事業所がございまして、例えば和東であったらローンとかそういうことで、私のところに手数料の搬入量とかは来ておりますのであるんですけど、今資料は具体的な資料を持ち合わせておりません。今までから事業系のところを毎回同じところから上がってきております。ただし、この事業系か一般系かという所の線引きというのは、本当ははっきりとしていかなあかんのですけども、そこは過去からずっとそこはもらっているところはもらっている、もらっていないというところで、そこは本来ならばもうちょっとはっきりとさせて、事業系として取るところは取っていかなあかと、そういうことは認識しております。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

普通に考えて、店舗と自宅が兼になっているところもたくさんあるとは思いますが。こういう小さい自治体になれば、ですから難しいことも百も承知ですし、当時からごみの袋もそもそも分けてしまうかとかごみの袋に課税するかとか、いろんな方法を検討されてきたと思うんですけども、やっぱりこういう財政が厳しい中、そういうことも考えていってもらわないとということにはこの決算を見るとないので、前向きに取り組んでいるようなイメージも当然湧きませんでしたので、その辺ちょっと質問させていただきました。僕が知りたいのは、この3町村でどういう事業者が事業系として出しているかということをお聞きしたい。各町村。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

すみません。私のわかる範囲で申し訳ないです。多いのはゴルフ場、3町村ゴルフ場を持っておられるところはゴルフ場からの廃棄物が多くなっておりまして、ちょっと具体的には今すぐ名前が出てこないんですけど、前のレイクフォレストのところであるとか、昔の協和ゴルフ、古い名前しかわからないんですけど笠置もあると思いますので、あとは事業所は出てくるのは先ほどのローソンとかそういったところで、多分事業所はもっといっぱいあると思うんですけど、私もちょっと把握しきれてないので今答えられる範囲はそれぐらいです。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

事業系で事業数が書かれていますのは、例えば除草作業の出た草、そういったものは三重中央開発さんとか、それとかもう一つ堆肥にする事業所があるんですけどもそこへ持ち込むと、そういったことで村から発注する事業系はそういったところで処理してますし、最近はそのを村内で堆肥化しようという動きがありまして、そちらの方で処理すると、その他の事業所については独自にされております。その量まではちょっとつかんでおりません。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

僕もごみをさわっていたので、その辺はよくよく理解しております。当時から、悲しいかな、ごみの事業系が進んでないこともよくよく熟知ぐらいしていると思います。僕自身、土木事務所に行ってもっと剪定ごみくださいとお願いしに行ったこともありますし、そんなことはどうでもよくて、やっぱり進んでないんですよね。事業系一廃が、京都府発注のとか町村発注のというのはわかっているんですよ。さっき事務局長がおっしゃられたように、いっぱい事業所がある中で進んでないことが事実。それに対して、広域連合はどう取り組んでいるのか。例えば、笠置で言えば旅館もそうですよ。建設事業者でもそうですよ。でも、その過疎地域だからなかなかできない現状があるということは、副連合長の堀連合長も多分知ってはる、みんな知ってはる。笠置において言えば、キャンプ場でも昨年度か一昨年度ぐらいまでは事業系で排出していたと、今はどうなっているのかということも含め、ごみというのに対して東部じんかいが休炉した時点で、安くあがるんだというふうな噂もたくさん聞きましたが、自治体自体が取り組まなアカンことという柱は変わらへんはずですよ。僕たちがやらなくてはいけない仕事というのは変わらないはずですよ。

収入やら支出が変わったとしても、やらなければいけない本質は変わってないわけですよ。でも、その取組は後退しているところもあるんですよ。そこに対してはどのような指導をなされているのかとか。監査の意見書でもありますやんか、歳出を抑えてとかもっと金稼いで来いとか、いろんな表現で書かれてますわね。それに対してどういう取組をしているのか、後退はしてないですかということを僕は質問しております。今あるものは、あるもので守っていかなければならない。もっと望めるなら取り組まなければいけない。そういうことをお聞きしているつもりです。ごみがどうたらこうたらというのは、僕の中ではよく理解しているつもりです。

◎ 副議長（大倉 博）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ちょっと私の方から、どうも今質問者がですね、私も務めていたころとこういう話がありまして、一部事務組合の頃の話だと思います。そのとき私も一部事務組合の管理者させていただいてという観点から、基本的にはごみは今言われるように、家庭用ごみと事業系のごみがあります。事業系については、それぞれの事業者が契約されてきている。そうやって受けてきてもらう。それで私たちの立場で言うたら、家庭ごみと事業系をきちっと区別してもらわな困りますよ。分担金は家庭用の収集しているごみの量によっていただいておりますので、今笠置の例で言われましたが逆だったんです、私の認識は違っておる。笠置はキャンプ場を通られますけれども、それ全部家庭用ごみでいっしょに持って来られました。笠置に請求のときにその分量が入っていますから分担金が増えてますよと。だからあ那时的話で、事業系と区別せなねという指導性を入れさせていただきました。今、東部じんかい処理組合がやってるのは家庭のやつで、事業系というのはもう一つ今言われるように、もう一つ手前のところで行政指導していかない面がありますね。うちはもう事業系は受けませんよと、集めませんよと。だからうちで委託しているところが、和東町が契約しているところについては大北とか三重中やっていますが、今大北で三重中でやっています。それは家庭用のごみを集めて、事業系は入ってませんね。事業系は各事業所と契約されてます。だから笠置は笠置で違う業者も入っておられると思います。そのときに、私も逆にちょうど坂本議員がおられるときに、事業系をもっと入れたらあいたるから、入れたらいいさかい、取ってきてもらおうねと、おんなじゴルフ場であって和東のあるゴルフ場はこっち持ってきてもらっているけど、南山城は園部の方に持って行ってないかとか。材木がダムのところから出てくる。あれ違う業者がやってしまってるんやったら、持ってきてうちで燃やそうやないかと。そうやってこれ努力して何百万という確保したことがあるんですね。それは、東部じんかいが受け入れる側ですけども、今言われたように各町村の環境行政の中で事業系はどうあるべきかというので、もっときちっとこの組合と連携

しながらやっていく課題は残っております。今の答弁を見ていたら、気付かれたと思います。だから、そういう意味でこれからそういうものを大事にしていって、やっぱり事業系持って帰ってもうちも燃やせませんから、三重中別に送ってもらうだけで、そこを入れたら構いませんけど分担金の徴収の按分に入りますよと、だから各町村ははっきりと区別せなかないませんねん。うちやったらローソンとか、事業系うち集めませんよ、うちのがむしろ行政と一緒にしませんと、事業別に頼んであなたのところでやってください。そのうちが集めたら分担金増えますやん。率でいくからね。だから、そういうことをそれぞれ町村が単独の環境行政としてやっていかないと、そこ手を抜いたら分担金ようけいくと、だからそこは町村きちっとやっておかないと分担金が減らへんと、そういう意味で大事な問題やとこういうふうに思っておりますので、だから今連合長が言われるように、草が生えたら建設業者から持ってきてもらう。いろいろなもん直接もってくる。これはそこからお金をもらって、そこから入れています。それを家庭用ごみにしようと思ったら、一般と按分するときの分担金の量に入るから、分けんとあかんわけですわ。これは今も続いています。和束町の場合は徹底的に分けて、家庭は家庭ごみ、事業系は事業系のごみ、区別してやるようにしておりますので、そうせんことには分担金増えてもかかないませんので、そんな努力をしています。たまたま私今答えさせてもらったのは、坂本議員が私やっていたと一緒にやっていたから、やっていた中でちょっと立場上、誤解されてもあきませんので答えさせてもらいました。以上です。

◎ 副議長（大倉 博）

次に、どなたか質疑ありませんか。高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

1番、高山です。今の決算概要説明書の12ページなんですが、クリーンセンターの擁壁等の安全対策調査費に関してです。この調査というのは、テールアルメの土壌調査であるとかいうことだと思うのですが、その目的としては当然安全対策が第一の目的なんですが、その中にはその状況を見ながらクリーンセンターをどうするのか、今後どうするのかということもあったと思うんです。そうした中で、先ほど畑議員の一般質問の中で、これまで地元に対して話し合いを持ってないというような、怠っておりましたというような連合長の答弁でございましたけど、なぜ地元との調整がされなかったのか、昨年の確か12月の議会のときに私もそのことについて、地元の住民の皆さんとしっかりとそういう協議は進めるべきだと、話し合うべきだというふうに言ったと記憶しているのですが、今まで何の地元との話し合いも持たれてないと、これはなぜなのかなと思うんです。やはりこの調査をして、一方でそういう再稼働の可能性もあるのであれば、当然地元との調整もうまく関係を保っていく必要があるだろうというふうに思うのですが、なぜそういった中でこれまで調整がなかったのか、そこらあたりを教えていただきたい。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

就任した当時のご挨拶には行っておりますけれども、その次にこの調査が出て、それで設計もできて、工事に係るときに説明に行こうかなと、ご説明あがろうかな言うふうに思っていたんです。その間、3月以降から9月まで半年ほどちょっと間が空いていたのですが、今やっと動き出しましたので、ここで調査の結果を踏まえてサポートセンターさんなんかでも設計をしていただいて、こういうかっこにさせていただくという説明資料というのが出来上がってからお伺いしようかなと、そこでいろんなこととお話させてもらおうかなというふうに思っていたんです。副連合長2人、執行部3人がそういったもの何もしに行くこともできないだろうというようなことで、それが出来上がってからお邪魔しようというふうに計画しております。

◎ 副議長（大倉 博）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

今の分で言うと、先ほどの畑議員の質問の中で、中副連合長の方から同時進行して再稼働の方向に向けて協議は整っているというような答弁だったかと思うんです。そのように聞こえたんですけど、これまでずっとテールアルメの安全対策、これはこれで最優先でやっていかないといけない。それとは別にまた協議もやっていくということなのかなと思うんです、先ほどの同時進行でというお話はね。けど、これまで先ほども調査の結果を見て詳しく方向性が決まってからというか、ある一定の決まってから地元との調整ということになるのかなと、今のご答弁からするとそのようにとったんですが、ただこの同時進行という先ほどの副連合長の答弁からいくと、そのところは一定方向性を決められているのかという再稼働について、同時進行するということは。ということで、まだそういった具体的な話は全然出てないと思うのですが、そういう同時進行をして検討をされているのかどうなのか、その状況をちょっと確認させてください。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

その件につきまして、堀副連合長の方からお答えさせていただきます。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。当然これ、広域連合をやられている焼却には20年間という覚書を地元と結んでやらせていただきました。当然、20年間終わりましたらやっぱり地元、終わりました、ありがとうございます。こういうものを、そのときの役員でいきました。行っている関係で、私どもは撰原、下島、一番車が入っているところです。そして事務局関係で石寺とか加茂あたりのところへは全部ご挨拶させていただいています。それはそれとして、後はそういうことで終わっていますが、正式に頼みますよという話は行けてないです。覚書の話なので当然、石寺もそうやと思います。お礼は行かせてもらった。そしてその辺とは別として、あそこについては裁判をやっていましたですね。裁判は滑ると危ないねということをやられているから、そして話し合いをしてお金もいただいて基金に入れているわけですから、このまま放置すると全責任が今度こっちに来ますね。業者じゃありません。だから、引き継いできたところで調査してもらいました。それでどうすべきかということ、まずもってやらないといかないですから、まずそれをやろうとして努めています。それともう一つは、先ほどありますが、20年終わって後どうなるねんとわからんというわけにはいきませんから、京都大学の先ほどありましたように、京都大学の先生を座長として後のやり方をどうしましょうかという、専門的な検討をしていただきました。その検討したやつ計画は、議会にも発表させていただいてますし、そのうちの一つが民間企業、地元へお願いに行く、それともう一つは相楽でやっているところへお願いに行く、もう一つは、和東町は一旦やめて笠置、南山城でお世話になる。これを考えていかなきゃならん。このところの方向までは示させていただきました。そういう方向の中でやっていくときに、延長するにしたってお金がかかる問題があるからいろいろあるから、そのためにはまず焼却場、それとは別に安全策というのはまた別ですね。放っておいたらいいのかじゃない。だから安全策は速やかにとっていかなければならない。その速やかな方を今やっているわけであって、その中先ほど言われましたように、もし再開しなければならないとなってきたら、この議事資料をもってお願いに行かないと、今何にもしないでお願いします言うたら崩れたるのにどうするねんと言われるようなことを、手前にお礼に行っている中でありましたと言うことを知っているか解らん先にね、そういうものではない。やっぱりそこはじっくりと考えてやらなければいけない。そういう問題があるということですね。だから、そういうことですね。やるの一番先は、そういう跡地についてはそういう方向でまとまっていますから皆さんに公開しています。あとは安全策をどうするか。先ほど連合長が言われたように、こうやりますという結論はまだ出てませんと、そやからそういう4つの中の考えの中で今一生懸命やっていますという、可能性の話をされてました。やめたらいい可能性もそういうことの延長。もう示されてますからね、一つの方法として。だからその方法として今改めるのは、それはまた別としてまず安全策をとっていかないといけない。それを今一生懸命やっているということでご理解いただきたいと。それで今、連合長が言われましたように、これ具体的になると、まず工事を通していただくの

にこういう工事が入りますからよろしくお願ひしますというところもまず入らないとね、先に。そうやっていろんなことあって全体としてよろしくお願ひしますとか、いろんな方法があると思います。だから、そういう方向の中で今やっているということでご理解いただきたい。だから、非常に結論というようなこうあるべき、あああるべきやなしに、そういう中で今取り組んで、連合長が先ほども畑議員の話の中でも一緒の話の中でも、そういう方向の一つを答えてはりますね。だから、そういう方向のいつの時期に行くかというのをもう少し具体感を持たないといけませんし、決定づけておりませんから、そういうことでご理解いただきたいと。方向性の4つ、4つの示した、あの時みんな議員さんで示してみんな持っているのが最終、新しい結論が出た内容だということでご理解いただきたいと。以上です。

◎ 副議長（大倉 博）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

いろいろとご説明いただきました。以前に、協議会の中でいろんな策を検討されたということは十分承知はしております。ただ、このテールアルメの調査をする中でいろんな地元の中では、先ほど副連合長のお話がありましたように、この20年が経過してしまった、このクリーンセンターは使わないだろうと捉えておられる方も相当数おられるんです。そうした中で今後どう進めていくのかというのは、一方では多少なりとも再稼働に向けての考え方もゼロではないわけですよ。ですから、そこではいろんな経過の説明というのは地元に対して必要だろうというように思うんですね。ですから、今も申しましたように、そこは頻繁にいろんな調整をするべきだろうなというように思うんです。この結果を見て、そしてその後はどれが一番妥当なのか、再稼働をすることも含めてそれが行けるのかどうかも含めて予算的なこともありますから、その中で検討すべきだろうと思うのですが、その環境としては、地元との関係というのは十分そういう環境を整えながらやっていくべきではないのかなというふうに感じたものですから、今そういう質問をさせていただきました。早急にそういった対応をお願いしたいと思うのですが。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

高山議員のご指摘のようにそういった手順で、今後進めていくようにいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

次に、どなたか質問ありませんか。坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。監査の意見から、少しお聞きしたいのですが、連合が設置する小学校では少子化による児童数の減少ということが監査でも指摘をされております。来年度、笠置小学校においては生徒数が25人を下回るわけですが、当然これ僕も親として複式、複複式というものがもう目に見えてきたのかなとちょっと不安にも思っているところではあります。今年度については、京都府の措置もありまして先生の数が今のまま保てていますが、来年度どうなっていくのか、あと4年後には生徒数が17、15とかそういう数字が明確に見えてきていると、副管理者でしたか西村町長の時代でも笠置町でも取組をしてきたと思うのですが、親として住民として小学校がどうなっていくのかということはずいぶん不安に思っております。来年度の予算措置も含めて教師の数が守れるのか、根本的に複式、複複式という制度はどのようなものなのかということをお聞きしたいと思っております。

◎ 副議長（大倉 博）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

学級編成につきましては定数算定基準というのがありまして、これに基づいて学級が編成されます。例えば、同一学年の場合はいわゆる1学級が35人、35人学級とか40人学級ということで、これが一つ。それから、2の学年、2つの学年で編成する場合があります。これが今おっしゃる複式です。これはどういう場合かと言ったら、例えば、3年生が5人、4年生が5人としましょか、これ10人になります。隣接学年で12人切ったら、これは複式ということになります。笠置小学校がこれに基づいて、実際にはやっていないのですが、平成23年度に複式というかたちになったのがこれにあたります。これは留意事項というのがありまして、例えば子どもが25人以上でしたら複式が一つ、25人を切ったらこれは複式が2つ以下とこういう基準があるわけです。今回、今心配してもらっていますように、実際は今年24人です。この24人につきましては、本当言うたら複複式になるんですけど、去年のちょうど今頃、急に児童が転出というのがありまして24人になりました。ここで何とかということで府教委の方に申し入れ、お願いをして1年待ちましょうと、こういうところで今進んできておるわけです。来年は教育委員会としたら、もう1年何とか猶予してくださいというお願いをずっと続けておるんですが、現状は厳しいです。というのは、去年でしたら24人ですから何とかひょっとして1名が転入というのがあり得るやろうと、こういうことが考えられました。今回は、令和3年度は22人になります。その次が20人、次が18人とだんだんだんだん減っていきますから、だから府

教委の方もここはそこまではちょっと考えてもらえんのと違うかなと。ただ教育委員会としては、何とかというかたちでずっと今までもやってきていましたから、これからも要望といいますか進めていこうというふうに考えております。ただ、厳しい状況だけは厳しいです。今まで2回繰り返しましたが、ちょっと状況が今回は変わりますので、そうやってきた場合には具体的にどうするかと言われたら2つしかないんです、後は。一つは、とりあえず実際に複複式に入るといふ、これが一つです。それからもう一つは、単費で今も単費一人入っているんですけど、もう一人単費入れて単費で何とか単級を続けていく、この2つの方法しかありません。教育委員会としましたら、子どもの学習環境をできるだけ変えないで、一人一人の個に応じた指導ということを考えて場合、できたら単級は続けたいというような思いです。ただし、これにつきましてはもちろん財政も絡んできますから、教育委員会だけではどうしようもありませんので、また笠置町当局と協議といいますかお願いをしながら進めていきたいなと、こういうふうに考えております。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

丁寧な説明をありがとうございます。僕の基本的な考え方として、小学校というのはなくしたらならんと、僕も京都府下でいろいろ教育関係のところにも属してまして、どこから聞こえる声も小学校がなくなったら町がつぶれるというふうなことは、保護者の方が強くおっしゃる。僕、本当にどこで聞いてもそう教えていただけるんですよ。やっぱり教育委員会としても笠置小学校の存続、安易に僕は合併とかならんというふうに強く思っていますし、何とか寛大な措置をとっていただけるように働きかけをお願いしたいなと思いますし、町当局ともきっちりお話をさせていただいて、人づくりの部分、まちづくりの部分を教育行政としてはこう担うということをしちんと話をさせていただいて、来年度の予算措置なり笠置小学校の在り方というのを進めていっていただきたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

ほかにどなたか質問。西議員。

◎ 8番（西 昭夫）

8番、西です。またごみの話をさせてもらいたいのですが、38ページのクリーンセンターの3、300万の安全対策調査費、次の補正予算でも1、400万ほどが計上されているのですが、全てにおいてこの公的なお金というのは目的があって予算を組まれて執行される、そこには方向性がないことにはどこに向かって予算をつけるかというのが決まらない。今までの答弁、今日の答弁を聞いていると、何か方向性はまだ決まってないという

ようなふう聞こえるのですが、そうすると、今ここに付けている予算とか決算であげているやつは、行き当たりばったりにつけたようなお金になってしまわないですか。どう思われます。今日の一般質問、畑議員も梅本議員も方向性を示してくださいとなっているのに、そこについては僕は答えられてないように思うのですがどうですか、教えてください。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
方向性については、まだ定まっておりません。ただ、安全を確保するというのを第一として考えておりますので、まずはあそこのテールアルメの変状しているところをきちんと直すということで予算化しております。

◎ 副議長（大倉 博）
西議員。

◎ 8番（西 昭夫）
8番、西です。方向性が決まってない。まず、安全対策というのはちょっと納得できないのですが、安全対策と方向性を決めて地元区と話し合っていくというのは、当然並行的に進めていくべき話だと思うのですが、例えば先ほど連合長がおっしゃいましたが、設計が上がってからそれを持って区に話をしに行く。何を話しに行くのかがわかりません。方向性がないのに、何を話をしに行くのかがわからないのですが。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
方向性というのは結論ですね。それを、この方向性でやるということには至っていないということを今お話したわけです。

◎ 副議長（大倉 博）
西議員。

◎ 8番（西 昭夫）
方向性なんで答えというか、確かに地元区と話し合っただけのところは確かにどこかで持たなあかんのですが、連合としての方向性です。再稼働なのか廃炉なのかでは、全

然方向性が違います。選択肢としてはあるかもわからないですけども、方向性としては真逆だと思うのですが、方向性がまだ定まってないのに話に行くというのは、向こうも聞いてどないするねんという話になると思うのですが、どうですか。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
とにかく、今は安全確保ということで進んでおります。

◎ 副議長（大倉 博）
畑議員。

◎ 7番（畑 武志）
私一般質問しておいて、もう一遍こういうのを聞くのは大変申し訳ないですけど、先ほど詰め将棋はしないと仰いましたけど、堀副連合長の話ではテールアルメを目途がついたら地元をお願いをする、連合長も一緒ですね。私の思っているのは、それはテールアルメより先に今まで20年間行って、そのお礼に行ったんでしょ。次からお願いしたいということなんでしょう。テールアルメと一緒に来た行ったらね、西君が言うてるように結論を持っていかなんですよ。そんなん、これもこれも一緒に来た行こうとするからですよ。最初はやっぱり方向性いうのかまたお願いしたいと、でもこのテールアルメについてはこうですということ言うていかななくては、それはテールアルメの問題まで放っておいていつ行くんですか。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
朝でもその話をしていますけども、選択肢として西部クリーンセンターの方にもお話も持ってっておりますし、伊賀市の方にも継続して長く議論しておりますし、それで今再稼働するにしても今のままでは大き過ぎると、今現在のものが、ですから、どういったものが合うのかというのを全てを予算的なことも考えて、今現にあそこにお世話になっている間だけでも年間数千万円の費用も提言されておりますし、一方では西部クリーンセンターさんの方もそれだけのキャパがあるんやったらそちらに入れてもらうというようなことも並行して動いているわけですから、だから選択肢として今まだ検討の段階ということでご理解いただきたいと思えます。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

三重中をお願いするのも選択肢と、私が聞いている意味がちょっと違うんですよ。今聞いている意味が違うんですよ。今の場所で再稼働するのやったら、地元をお願いしに行かなあかんでしょと、その中にはテールアルメに問題も出てくるでしょと、私これ何回も言うてます。だけど、テールアルメの問題が一応こういう工事しますというからそこへ行くなんて、それは逆ですよ。向こうの住民の気持ちにしたら、それまで何も来やへんやないかと。既にもうこの声聞いてますよ、地元区から。本当に再稼働してやるなら安全もそこもあるやろうと、だけど先に来いやと。先に来やんな熱意がわからへんやないかと、そこでその話をしはったらよろしいですよ。それと三重中へ行く西部塵芥、そんな大きさをどうのこうの、そんな話全然問題が違いますよ。今、言われましたね。そんな問題何も私聞いてませんよ。三重中はその後の段階ですよ。堀副連合長、どうです。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

お答えします。先に分けてしゃべらなきゃならない。いわゆる言われているのは、最終ごみは処分するのはどんな方法があるのかと、これ関係なしに決めていこうと。その決めていくのは先ほど言いましたように、4つほど考え方がある方向で決めていきますが、それはまだ決定は至ってませんと。決定には至ってませんが、今はっきりと地元とやりました、これは置いときますよ。ただ、さっきもありましたように20年間お世話になって、20年間お礼に行きました。先ほど申し上げるの忘れたけど、20年間地元ではあそこを通るとかいろんな協力への問題がありますから、これの話し合いをさせていただいて、後で一つ追加のその後の覚書も締結させていただいてやっている。そういう中で話し合いをさせてもらっている。ところが、それは何ですが、私地元町長としても、前の大学の調査をしていただきました。あのときに建物が建ったがゆえに、建てへんかったら自然はそのままやのに、建ったがゆえに下の層まで砕いてしまったと、こんな放っておいてもらったらかなんやないかと、またそんなことを言われながらこっちに責任を皆もらったというふうに調査してもらったのが、あの調査ですね。あの調査をしてもらって対策工事まで入ってませんから、調査の上に基づいて設計工事に入ると思うんですね。だから調査していただくのは、これまだ方向はさっきの話どれでやりますかというのはまだ決めていませんけども、そうやけど最低限安全な方にしておかないといかんというのやったら、先にやっておかないかんわな、これは。決まろうが決まらんが、そんなのは後の東部の決めはるのは勝手やけど、危ないのはどうしてくれるねんというのは私、地元の町長として言いたいですね。それを今やろうとしてもうてるのは、その方なんです。もし、あとそれをやっ

てから最小限それを自然が次に建てる、燃やすからというのであれば設計とか無駄になりますね。あそこは最低自然としてもつような状態にしておいてもらわないと、これ東部との二重手間になりますから、だからそこまでしてもし後でそれをやってしまって、最終やるというんだったら最終やるという設計をさらにやらんなんかわからん。決めた場合ですよ。あそこで再開しようと思ったら。今、そこまで決まってないのに、その工事の中に次の屋敷みたいなのつくってもうてたら、もう決まったみたいになって無駄遣いになりますね。だから私が今言いたいのは、あのまま放っておいたら地質壊れてたんです、中聞いたら、前の話まで、だからそれをまず安定させて最小限二重手間にならんような安定をしてもらうというのは最低なんです。これは安定で決まろうが決まらないが、次何燃やそうか燃やそうまいが、どこ行くことか三重中そのまま行くさかいもうやりません言うたって、うち放っておかれたらかないません。だから、それはちゃんとやってくださいね。それは早期にやってくださいねというのが、今の範囲です。だからそういうふうにご理解いただけたら、ちょっとわかりにくかったけども、そうご理解いただけたらありがたいと思いますね。だからもしや最終、畑議員が言われるように、今もし工事やったらしましょ。工事やって、これ最終やりますねん言うたかて追加の安定化せんことには、そのままでいかんでしょね。だから、そういうもんだと思います。ちょっとわかっていただいたか、ちょっとわからないか難しい、首ひねってもらってるんですけど、もう一回いいますけど、決めるのはもうちょっとまだ4つ報告をもうたままです。今、足踏みしています。もう一つは、せやさかいと放っておかれたらかないません。地元住民もそうです。放っておかれたらかないませんから、それは早くしてくださいねというので今対応をしています。そういうことでお願いします。地元とは、覚書新たに出来ていますので話は連合長になる前ですけどね。私どもの段階で話ついて、覚書も済んでいるんですね。あとの追加の覚書は、地元の通る道とか協力金を、だから続けてほんまやったら20年終わったら協力金はなくなるという話やけども、施設があるということで協力、新たな問題で話をして結論づいてますのでよろしくをお願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

どうも納得いかんような話なんですけどね。私が言うてるのは、テールアルメの問題もあるけど再開に向けてお願いしますよと、だけど向こうはテールアルメの問題を言うてきたときに返事がないということですよ。そうやないんですか。だからテールアルメをこういうふうに行ってからお願いに行くということですか。私、そこらちょっとわからないんですよ。テールアルメの問題についてはこのようにします。だから協力をお願いします。そうやないと思う。先に第一にその問題もあるけど、一つそのときはお願いしますという

ていくのが本来の姿なんよ。そのときに、次に問題がわかりました一遍話しましょ言うて、テールアルメの問題も言う。そら1回、2回、3回は行かなですよ。一緒くたに行ってぼんち行って言おうなんで、それは無理と思う。そこを私言いたいだけで。連合長の話では、どうも聞いていると、やめとこというような話にしか取れないんですよ。三重中お願いしたり、西部塵芥の話出てきたらそう思いますやん。私とその立場で言うたら、何を言うてるんやと、そんなことあり得ないやろという話をしたい。住民のここで住民不信が起きているのは、堀さん、堀町長そういう意図もあるということを知ってほしいんです。

◎ 副議長（大倉 博）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

もうちょっと、今のお答えさせていただきます。順序だてて、私がしていたときに、まず終わったときにお礼に寄せていただきました。地元とさっき言いました、これ重なります石田君も皆行きました。そして地元では終わるのわかったけども、道の20年間うちは石寺、撰原は協力金という初めからもらったけども、うちはうん言うてないから3、4年遅れたと、その遅れた分はどないなるねんとか、細かい話がようけ残ってたんですね。その話し合いをさせていただいて、そうしたらそれは、同じように撰原区も20年払っているんだったら、当然施設のあるところも途中でやめるわけにいかないから、その分はお払いしなければならんねということで、お互いに話をして、そこの区とうちの方と覚書の確認をさせていただきました。そうして、次にやらなければならんのは、今、連合長も答弁ありましたように、次やらなくてはいけないのは地元町長と言いましたのは、あのまま放っておいてもらったら、危ない言われて裁判して危ないと放っておいたら今度は、もし事件が災害でも起こったら責任問われます。やっぱり早急に建てていかないかん。皆様のご協力をいただきながら調査して、やらせていただきます。その調査してやらしていただくときにやっぱり地元にも、延長の話やなしに、こういう工事します、そうやって大型車もこんなん入ってきますよ。地元の道も通してもらわないと工事するときの工事中、いろんな道路も走ります。そういう話し合いのお願いに行くというのが連合長の話なんです。これは工事をするための最小限。まだそれでも次に、そうしているうちに何年かしているうちに、やっぱりまた別の方向で最終は、あこがもう一遍延長になるのか、行くのが決まるとは思いますけど、それが、もしやこれ決まったとしますね。決まったら、この最小限だけでは足らんから、続けるだけの施設の改修工事からいろんな工事、あれ一つにまとめるのかどうか知りませんが工事、その工事とか機械の新しく入れ替えていかなあきません。そういう行為の次に入っていくといけない。そのときに必要な設備もしていけないと駄目。そやけど、そういうものが決まってないところでは、私はそこまで求めていません。地元の方でも安全策だけ取っててもらったら、思っております。まず、それのお願い

いは安全策をする工事を地元で説明させていただいて、そうやって道路、町なか通りますからね。ご協力いただくと、これが第一弾。もしその後において、万が一、4分の1ですけれども、あこで再延長するという、皆さん方と大事なことです、これ議決も大きな決定をしますね。そうして決まったときには、そのお願いにはそのときはいかならんでしょ。だから、そういうやり方だというようにご理解いただきたいと思います。それが1年後は難しい、2年後なのか3年後なのか、さっき連合長は5年は一応話している。さらにあかんかたって5年という話が長期の話でご理解いただきたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

次に、どなたか質問はありませんか。坂本君。

◎ 5番（坂本 英人）

堀副連合長の気持ちはよくわかるんですけどね。この環境事業報告の中にでも、塵芥処理施設、施設設備と分かれてますやんか。僕ら議員が住民の立場で言うのは、目的がないのにもお願いも何も始まってないんじゃないんですかということ、多分皆さん聞いてらっしゃると思うんですよ。堀副連合長のいつもおっしゃる1丁目1番地じゃないですけど、まず何をするかということちゃんと議会に対して説明しなければいけないのではないですか。僕は住民に選ばれて、選出された議員じゃないですか。そこに対してきっちり答えを返せないというのは、おかしいんじゃないですか。今回の一般質問でもそうですよ。2人の議員が同じ内容の話を聞いている。一般質問というのは猶予が与えられていて、行政側もそれに対して的確に答えを返さないといけないというルールがあるはずですよ。ルールが。それに対して一切回答ができてないわけですよ。その方向性は定まってないが、西部塵芥の名前は出てくる。テールアルメが最重要やと、考えていることがあるのやったら方向性を何で出せへんねんや、というふうに議会としては思うわけですよ。これ僕が議員にならせていただいて4年ぐらいが、半年休んでいましたけれども経ちました。同じ話をずっとしている。にもかかわらず、なぜ何も出ないのか。何でどうする、ああする。だって東部じんかいが休炉した時点でいろんな問題が起きているじゃないですか。さっきの事業系でもそうですし、各市町で事業計画をつくらなあかんようになったりとか、事務も増えているわけですよ。連合長がおっしゃって、予算がぎょうさんかかると言わはるけど、逆にその施設持ったらよそのごみ取れへんのかとか違う話も出てきますやんか。そんな議論も何もない。その方向性さえ定まったら、次に質問されても答えられるわけじゃないですか。なぜ、それについて取り組まれないのかお聞きしたい。

◎ 副議長（大倉 博）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

さっきちょっと事業系の話を整理で1点置きますが、ただ今の事業系は例やからね。今、事業系は各町村事業計画を上げながら取り組んでいる。これは言うておきます。ただ当面、今取り組まなければならないというのは、あれ最終決めてもらうのは決めてもらうが、再延長であろうがあのまま放っておかれたら私はかないません。地元町長としても。当然安全対策は取ってもらわなければならないというのは、最終現に必要なだと思ってます。これは、安全対策を早急に取ってもらわないといかんと。だから、安全対策をどう取るのか。その安全対策を取ったら、地元はどう説明するのか。もしできるのであれば1丁目1番地だと思います。まず決めてもらわな安全対策取れへんなんて言うたら、いつ決めてくれはります。それやったら早よ決めてくださいよ。最終ということ、こうやるんだということ、それが決まらない現場、決まるまで放っておかれたらもし災害が起こったらどうされます。だからまず先にとらなければ、安全対策をまず講じる。そしてさっき早いこと決めろというのか、いろんな過去を出したけど、そこは重要なもう少し慎重な態度、いろんな考え方がありますので考慮してやらなければならん。例えば、いろんなことが角度から、いろんな面から考えなければなりませんので、その辺を考慮する時間を十分いただきたいというのは、先ほど連合長が言うておられました。しかし、私の立場から何で答えが出す。私は安全対策を早よ取ってほしい。安全対策の取り方を取ってもらって地元へ説明してほしい。それだけの話。次の説明は、その後でも決まってからでも結構です。地元町長として申し上げたいけど。そやけども、安全策は取ってもらわないといかんだらうと。1丁目1番地はそこで。それで、何で早よ決まらへんねんって、目的もせん何ですんねんというけど、目的はありますけど今4つの中、その4つの中から可能性がありますから、これは建物の対応年数もありますし、いろんなことを考えて、いろんなこと角度から各方面から考えていかないと、なかなかいかんもんだよ。だから、早よ決めなあかんとか早よ決めよとかいうのは、それはちょっと高度ないろんな皆さん判断に任せてくださいな。そういうことでお願いします。

◎ 副議長（大倉 博）

坂本君、クリーンセンターの関係は同じことを何遍も質問されており、一応3問という。はい。

◎ 5番（坂本 英人）

3問というのはわかります。でもそれで納得いかないときは、否決しかないわけですか。

◎ 副議長（大倉 博）

だから、納得いくように質問をして、ほかの人も。

◎ 5番（坂本 英人）

納得いく質問で。それ、おかしいですよ。

◎ 副議長（大倉 博）

しかし、一応3問となっているから。

◎ 5番（坂本 英人）

わかります。言っていることはわかりますよ。それは原則としてそうなんですよ。議長が認めたときは、そうではないというような規則があったはずですよ。

◎ 副議長（大倉 博）

だから、一番最初にやられたときにはそういうふうに。

◎ 5番（坂本 英人）

それやったら議長が止めずに、一つの議題に対してきちんと最後まで決着つかせないと駄目ですよ。

◎ 副議長（大倉 博）

次に、また同じことをされるから、ということを行っているんです。久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

暫時、休憩を求めます。

◎ 副議長（大倉 博）

そうね、それでは2時10分まで休憩にします。動議が一応出たので、どうですか。1時間半になるので、2時10分まで休憩どうですか。賛成の方はどうですか。それでは2時10分から再開します。

（休憩 13：58～14：10）

◎ 副議長（大倉 博）

それでは、会議を再開いたします。畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

さっきからいろいろ議論が交わされておりますが、結局は住民と行政の距離が開き過ぎているんです。私はそのように思います。だから、そういうことに誠意をもって取り組ん

でいただきたいと、このようにして終わりたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

ほかにありませんか。向出議員。

◎ 2番（向出 健）

今の話とは別の件で、先ほど坂本議員が事業系ごみのことで聞いたことについて気になった点がありますので、お聞きしたいと思います。先ほども指摘をされたように、この概要の説明のところでは、相楽東部広域連合で処理する廃棄物の適正かつ、つまり適正に処理するということが謳われています。先ほど、認識としては堀副連合長からきちっと事業系ごみは事業系ごみとして一般家庭ごみと分けてすべきだと、一般家庭ごみを出されればそれだけ各町村の負担金が増えるということもあると、認識としては示されました。数値の資料については、手元にないということで今回答できないということでしたけれども、少なくともきちっと事業系ごみを事業系ごみと出してもらうために、きちっとしていただくためにどういう取組をこれまでされてきたのか、そういう点がきちっと答弁がなかったと思いますので、そういう取組について、例えば事業所ごとに何か通知を送るであるとか、連絡をするであるとか、何らかの取組は行ってきたのか、その辺りのことについて答弁を求めたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

村の方では、事業系と個人の方は分けております。事業系は事業系で出してくださいということはもちろん広報しておりますし、ただちょっとややこしいのは個人で経営されている店舗がありますけれども、その辺のところまではまだ区別は行ってないです。しかし企業として出しているところは、事業系のごみで出しております。先ほど言いましたように、工事なんかで出る除草、維持管理で出る除草された草なんかは、そこはきちっと事業系の一般ごみとして取り扱いはしております。

◎ 副議長（大倉 博）

総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

すみません。決算書の8ページをお願いします。それと概要説明書の10ページをお願いいたします。決算書の7、8ページの手数料の欄ですけど、一般廃棄物処理手数料とい

うことで備考欄に、処理手数料の一番上の部分が家庭系の持ち込みの処理手数料です。下の3段が笠置町の事業系が157万1,000円、和束町の事業系が171万5,000円、南山城村が173万1,000円というかたちで事業系のごみを処理しております。概要説明書の10ページの方なんですけど、こちらは元年度と30年度の比較で、元年度から休炉になっておりますので、処理手数料が前年度よりも480万ほど減っているというかたちになっております。以上、データのなものの説明でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

向出議員。

◎ 2番（向出 健）

2番、向出です。要するにお聞きしたいのは、先ほど連合長の答弁でもまだ個人事業のところなかなかできてないところがあるということで、取組がまだまだ不十分なのではないかと、この決算の内容でいくとそういう答弁があったかなというふうに思うんですね。だからこそ、取組をしっかりとさせていただきたいということです。認識だけではなくて、きちっと事業目的にも適正な処理ということで謳われていますから、そこはきちっとしていただきたいということで質問させていただいています。そのことについて、今後どういう取組、そういう方向性でやっていくということを意思としてどのようにお考えなのか、その点を答弁求めたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

例えば商店ですね、商店なんかはその店舗が家庭であったり、前を店舗にしていると。住居と店舗と同一の建物でやっているところがありますね。そこまでしっかり分けろというものなのか、それを袋を買ってその中に入れてみると、そういうことで仕分けをしなさいとはもちろん言いますが、なかなかそこまでは個人個人の意識がそこまできちっとこれはこうやと分別するような格好にしてくれればいいんですけど、最終的にはその個人さんの判断にも大きな問題が出るのかなと、大きな問題といいますか、その判断によるというふうに思います。もちろん、そういったことで区別するようなことは啓蒙するようにしたいと思います。

◎ 副議長（大倉 博）

ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終結いたします。これから討論を行いま

す。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決します。認定第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 副議長 (大倉 博)

挙手全員です。したがって、認定第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。次に日程第8、議案第7号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。提案理由の説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長 (平沼 和彦)

議案第7号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第2号)について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額9億7,027万4,000円に、歳入歳出それぞれ1,250万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,278万3,000円とするものでございます。今回の補正は、令和元年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺をし、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策として、テールアルメ擁壁安全対策工事設計の経費を補正したものが主なものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 副議長 (大倉 博)

次に、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長 (田中 智)

それでは、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は第1表のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億8,278万3,000円とするものでございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。予算書の12、13ページと、併せて資料の1ページをご覧ください。今回の補正では、決算により令和元

年度の余剰金が2,702万1,000円計上されておりますので、繰越金として補正計上するとともに、各町村の分担金及び負担金と相殺する内容が含まれております。まず1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金で1,088万5,000円の減額でございますが、町村ごとの金額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。同じく2項、分担金、1目、分担金では1,755万9,000円の減額となっておりますが、こちらも節の区分並びに町村ごとの金額は説明欄に記載のとおりでございます。それでは、内訳についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。上段の「令和元年度、精算分」の見出しをつけた表が令和元年度からの繰越金の精算分にあたるものでございます。先ほど、令和元年度の余剰金が2,702万1,000円とご説明申し上げましたが、この金額から既に当初予算におきまして130万円を前年度繰越金として計上しておりますので、今回差額の2,572万1,000円を減額補正するものでございます。この表の精算額の欄を見ていただきますと、内訳といたしまして負担金で816万2,000円、衛生費等に係る分担金の部分は1,755万9,000円多くいただいていたこととなります。町村ごとの内訳は右の表のとおりとなっております。続いて、2段目の表が令和2年度第2号補正分でございます。第2号補正分といたしましては、表の第2号補正額の一番下の行、計の欄のとおり1,250万9,000円の増額を計上するものでございます。こちらも町村ごとの内訳は、右表のとおりそれぞれ負担割合に基づくものとなっております。また、その下の右半分ほどで3段になった表では繰越金の精算分と合わせた町村ごとの負担金、分担金別の内訳となっております。それでは、予算書に戻っていただきまして、12、13ページをお願いします。款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、教育費国庫補助金では、103万9,000円計上しております。こちらはコロナ対策として学校保健特別対策事業補助金として、内示をいただいて額となっております。小中学校の内訳は説明欄のとおりです。次に款6、繰入金、項1、基金繰入金、目2、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金、1,419万円ですが、歳出で出てきますが、工事設計委託料に充当する部分でございます。次に7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金でございますが、こちらは先ほどご説明いたしましたとおり、令和元年度の余剰金から当初計上分を除いた2,572万1,000円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算のご説明をいたします。予算書14ページ15ページと、併せまして資料の3ページ以降をお願いいたします。2款、総務費、1項、総務管理費、4目、財政管理費では3,000円を計上させていただいております。説明欄のクリーンセンター擁壁等安全対策基金積立金利子が、3,000円台で入ってくるため、また基金へ戻すための補正となっております。次に4款、衛生費、2項、清掃費、3目、施設整備費では1,419万円を計上しております。こちらは、テールアルメ擁壁安全対策等調査事業で12節、委託料において安全対策工事の設計費として計上しているものです。財源といたしましては、特定財源の欄のとおり相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金から繰り入れするものです。次に5款、教育費、1項、教育総務費、4目、教育振興費では、節

18の負担金、補助及び交付金15万5,000円を計上しております。これは、南山城村幼児教育無償化事業が新規に発生したことによる施設等利用費補助金でございます。続きまして、同じく教育費の2項、小学校費、目1、笠置小学校管理費では14、工事請負費で空調設備工事の請負減で200万円の減額と、24、積立金14万4,000円の増額、こちらはフルタイムの会計年度任用職員の退職手当の積立てとなっております。続きまして、同じく小学校費の目4、笠置小学校教育振興費7万2,000円は学校運営協議会事業として、委員謝金代となっております。同じく、南山城小学校教育振興費でも12万6,000円を計上させていただいております。次に、同じく教育費の3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費では、14、工事請負費でトイレ改修工事で請負減が出ましたので50万円の減額をしております。次に同じく、中学校費の目3、笠置中学校教育振興費9万円、こちらも小学校と同じように学校運営協議会事業の委員謝金として計上したものです。続きまして、同じく教育費の4項、社会教育費、1目、社会教育総務費の社会教育事業、笠置町事業で7万5,000円を計上しております。こちらは公用車のタイヤ代です。同じく、社会教育費、目3、文化財保護費、和東町史編さん事業15万4,000円の補正ですが、こちらもフルタイム会計年度職員の退職手当積立金として計上したものでございます。以上で、第2号補正予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は同一議題について3回までと申しておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

1番、高山です。予算書の15ページのテールアルメの関係でございますけれども、今回1,419万円ということで、安全対策工事設計委託料ということで上がっておりますが、この安全対策工事、想定される工事の内容なんですが、先日の調査の報告書の中ではいろんな段階があったかと思うのです。どのレベルの安全対策を講じるための設計なのか、そこをお聞きしたいのです。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

高山議員のご質問にお答えします。設計の関係なんですけれども、8月31日の全協のときに多分おっしゃっているのは4案ぐらいありました、そのことだと思います。180メートルで高さが8メートルというテールアルメがございまして、どこまで土砂を取って

くかということで、全部取るパターンと半分でそれぞれ高さ4メートル、8メートル半分ずつということなんですけど、これはどの程度になるかは解析でしか最後はわからないんですけど、想定しておりますのはできるだけ少ない量ということで、4メートルの高さで建屋より北側の部分でちょっとそこは解析によってまた変わるかもしれないんですけど、その土を取るとというのが基本的な考え方で、ただちょっとその相手方にもいろいろ確認したら解析の結果ちょっと動くかもしれないけど、一応はその範囲での工事を考えております。以上でございます。

◎ 副議長（大倉 博）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

ありがとうございます。一応は最小限の除去ということで、あの報告書の中にもあったかと思うのですが、除去の仕方によっては例えば建屋の一番端の柱の基礎の部分まで移動する可能性も出てくると、その状況を見ながらまた検討されるということでよろしいですか。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

議員ご指摘のとおり、くいのところの影響が出る可能性もあるので、それを見ながらそれも解析しながらということで、影響の出ないかたちで工事の設計をしていただくと、範囲を決めるということで考えております。

◎ 副議長（大倉 博）

高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

今回はそういうかたちでということになるかと思うのですが、やはり先ほどの議論にも関わってくるかもわかりませんが、最終的な部分というのはやっぱりいずれどこかで最終的な工事、安全対策工事というのはきっちりやるべきだと思いますから、そこはまた工事を進める中で検討してより安全な、また今後も含めた考え方で最終的な工事というのも必要になるかと思うのですが、そういう考え方でよろしいですか。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

そのとおりでございます。

◎ 副議長（大倉 博）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

9番、久保です。今の高山議員の質問にやや関連しておりますけれども、今回の工事は今答弁あったように最小限に抑えるということですが、今回の調査そのものは建屋に対する調査をしてないということでしたよね。そうすると、この工事を施工することによって調査していない建物側に悪影響が出るようなことにはならないようなきちっとした設計ができるということが前提だというふうに思います。一応、最小限に抑えるという設計で、それは発注者側は最小限に抑えるけど、安全なところまで取るという考え方ですよ。しかし、それがその設計に基づいてやって、追加で工事をしなければならないような事象が万が一発生したら、それは設計者の責任であって、追加発注に関わる費用は連合として持つ必要はないんですね。

◎ 副議長（大倉 博）

環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

そのように考えております。

◎ 副議長（大倉 博）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

それがですね、例えば予測しなかった降雨が続いて影響が出たとか、そういったようなことがもし仮りにあって、それが理由のために追加工事についてもやっぱり我々の連合の費用の中でやっていかないとけないというようなことになったときに、責任問題が非常に不明確になってくる可能性が考えられます。ですから、最小限でということがあまり刷り込まれ過ぎると、結局ある一定の一番いい条件の下でやればここまででいけますみたいな条件付きの設計が出来上がってくると、従来この部分についてはいろんな意味で施工の段階から今日に至るまで、常に何かぎりぎりのところでやってきてまあまあ安全やろう

と思ったところが、十分な地盤の安定策なりテールアルメの奥に入っている距離にしても、まあまあぎりぎり何とかなるだろうみたいな設計の下になって、今日を生んでいるとすれば、その辺のところを2度も3度も同種の失敗を繰り返さないように、発注者側がきちっとそれは余分に金をつぎ込むということではありませんけれども、後でやっぱり何かもうちょっとちゃんとやっておいたらよかったなみたいな結論にならないように、ぜひ注意をして設計発注をしていただきたいというのが一つです。それからもう一つは、建屋側にまた何か変化がまた出てくるというようなことになったときの責任問題と、それからそれによってまたもう一度今度は安全対策というか、そもそも今回3、300万程かけてやった調査に見合うような、またそこから1からですね、どこまでどうやったら安全なのか、どの程度危険なのかというような調査をまたやり直さないといけない。それに基づいて、その対策の設計費をやって、施工費をやると。際限なく失敗は繰り返されているように思いますので、その辺は今回の工事をもって十分今後の問題に対処できる設計依頼をしていただきたい。それは確かに、今回の安全度を見た一番最初の調査費用の中にないというものの、明らかにわずかながら地盤の問題にも影響を与えそうでもあるし、パイルを打ったくいがむき出しになっていると、これが安全な状況というふうにはどう考えても考えられないわけで、これがどの程度危険ということが出てないからと言って、それに配慮をしないような今度の設計発注をするようなことのないように、もう一度ここで一からの議論を繰り返す必要がないように、間違えない仕事をやっていただきたい。こういうふうをお願いをしておきたいわけです。質問というより、そういうところを留意してやっていただきたいというふうに思っております。ご意見をお聞かせください。

◎ 副議長（大倉 博）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

設計には、そういった安全率を加味して、そういったことがないように、またそういった予測をしながら設計に盛り込んでもらうということではなかったら、かかる前にも依頼するときにはこちらの方からちょっとここで設計書をくださいというふうなことは申し込みます。それとくいが出ているということで、その部分についても補強するという案を持っていますので、それも加味して設計の段階で十分、その辺が確保できるようにしつかりまた見させていただいて、十分な設計書をいただくように依頼いたします。

◎ 副議長（大倉 博）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

ちょっとしつこいようですが、そうすると、この予算の中にそれだけの尤度が持たれているのかちょっと心配になりますが、再度確認をしておきたいと思います。今、連合長の答弁の部分。

◎ 副議長（大倉 博）
連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
調査の段階でそういう調査報告が出ておりますので、それを加味した設計にさせていただくように考えております。

◎ 副議長（大倉 博）
ほかにありませんか。ほかに質疑はありませにか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませにか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）
討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第7号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）
挙手全員です。したがって、議案第7号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合への加入の件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）
議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合への加入について、ご提案申し上げます。今回の組合への加入につきましては、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、令和3年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。よろ

しくご審議賜り、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 副議長（大倉 博）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、議案第8号、京都市町村職員退職手当組合への加入につきましてご説明申し上げます。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、常勤の職員とは、来年4月から教育委員会において京都府教育委員会から割愛職員を雇用するにあたり、京都市町村職員退職手当組合への加入が条件とされているため議案の提出となりました。それでは、議案1枚めくっていただき、京都市町村職員退職手当組規約の7ページをお願いします。別表第2条関係で現在、31市町村組合が加入しております。宮津与謝消防組合の次に相楽東部広域連合を加えていただくこととなります。3町村も既に加加入しており、31市町村組合議会でも規約変更の議案が提出されております。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

◎ 副議長（大倉 博）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）

これで討論を終結します。これより採決します。議案第8号、京都市町村職員退職手当組合への加入について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）

挙手全員です。したがって、議案第8号、京都市町村職員退職手当組合への加入につ

いては、原案のとおり可決されました。次に、日程第10、相楽東部広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

異議なしと認めます。よって選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。相楽東部広域連合選挙管理委員の指名を行います。お手元に配付の資料のとおり、相楽東部広域連合選挙管理委員に西窪量君、木崎善史君、奥克己君、小西弘芳君、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま指名した方を相楽東部広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、西窪量君、木崎善史君、奥克己君、小西弘芳君、以上の方が相楽東部広域連合選挙管理委員に当選されました。引き続き、相楽東部広域連合選挙管理補充員の指名を行います。お手元に配付の資料のとおり、相楽東部広域連合選挙管理補充員については、高本昌平君、樺紘一君、西島剛君、森山正樹君、以上の方を指名します。ただいま指名しました方を相楽東部広域連合選挙管理補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、高本昌平君、樺紘一君、西島剛君、森山正樹君、以上の方が、相楽東部広域連合選挙管理補充員に当選されました。次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま私が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (大倉 博)

異議なしと認めます。補充員の順序は、ただいま私が指名しました順序に決定しました。総務課長。

◎ 総務課長 (田中 智)

すみません。今、お配りいたしております選挙管理補充員の一番下の森山正樹様の住所のところに、小字釜ノ子針畑とありますが、この針畑を削除していただきますようお願いいたします。すみません、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

◎ 副議長 (大倉 博)

よろしいですか。それでは日程第11、同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長 (平沼 和彦)

同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任についてご提案を申し上げます。今回の監査委員の選任につきましては、令和3年1月25日の任期満了に伴うものでございます。ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 副議長 (大倉 博)

議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長 (田中 智)

失礼します。早速なんですけど、同意第3号、本日、議会日程配付の際に選挙管理委員様の一覧表の次に同意第3号をつけさせてもらっております。こちらについてはちょっとお名前の誤植がございましたことと、経歴の本籍の欄の誤植があったことによる差し替えでございます。すみませんが差し替えていただきまして、事前にお配りいたしましたものは机上に残しておいてください。申し訳ありません。それでは、朗読をもって説明に変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。同意第3号、相楽東部広域連合監査委員の選任について、相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求め。令和2年12月8日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。記、氏名、仲北悦夫、昭和22年10月22日生まれ。住所、京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路小字小封35番地。以上でございます。なお、資料といたしまして、先ほど言いましたように別紙の経歴書をつけておりますので参考にしてください。ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 副議長（大倉 博）

お諮りします。人事案件ですので、質疑・討論を省略してよろしいか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）

異議なしと認めます。質疑・討論を省略して、これから仲北悦夫君の相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意を求める件を採決します。この採決は挙手によって行います。仲北悦夫君を相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）

挙手全員です。よって、仲北悦夫君を相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意することに決定いたしました。次に、日程第12、同意第4号、相楽東部地域公平委員会の委員選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

同意第4号、相楽東部地域公平委員会委員の選任について、ご提案を申し上げます。今回の公平委員会委員の選任につきましては、令和3年1月25日の任期満了に伴うものでございます。ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎ 副議長（大倉 博）

総務課長、お願いします。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、同意第4号を朗読をもって説明とさせていただきます。同意第4号、相楽東部地域公平委員会委員の選任について、相楽東部地域公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求める。令和2年12月8日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。記、氏名、生年月日、住所の順に読み上げさせていただきます。田中正嗣、昭和28年2月20日生まれ、京都府相楽郡笠置町大字有市小字向井坂8番地。森脇美隆、昭和22年11月14日生まれ、京都府相楽郡和東町大字別所小字納豆90番地2。奥谷 淳、昭和22年12月23日生まれ、京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保71番地1。以上でございます。なお、資料といたしまして別紙経歴書をつけておりますのでご参考にしてください。ご同意いただきますよう、

よろしくお願いたします。以上です。

◎ 副議長（大倉 博）

お諮りします。人事案件ですので、質疑・討論を省略してよろしいか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）

異議なしと認めます。質疑・討論を省略します。この採決は挙手によって行います。採決は1件ずつ行います。まず、田中正嗣君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）

挙手全員です。よって、田中正嗣君を相楽東部地域公平委員会委員の選任について、同意することに決定いたしました。続きまして、森脇美隆君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）

挙手全員です。よって、森脇美隆君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定しました。続きまして、奥谷 淳君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 副議長（大倉 博）

挙手全員です。よって、奥谷 淳君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定いたしました。日程第13、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 副議長（大倉 博）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和2年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会します。本日はご苦労さんでした。